

2

3

4 滋賀県地域福祉支援計画 5 (案)

6

7

8

9

10

11 令和8年（2026年）月
12 滋賀県

13

14

目次

1	第1章 はじめに	1
2	1 計画策定の背景	
3	2 計画策定の趣旨	
4	3 計画の位置づけ	
5	4 計画の期間	
6	5 計画の推進体制	
7	6 用語の定義	
8	7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係	
9		
10	第2章 本県の地域社会を取り巻く現状	7
11		
12	第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）	37
13		
14	第4章 基本理念と基本方針	38
15	1 基本理念	
16	2 基本方針	
17		
18	第5章 今後取り組むべき重点事項	45
19	1 地域福祉をめぐる課題等	
20	2 重点的に取り組む事項	
21		
22	第6章 取組の内容	46
23	I 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進	
24	(1)様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進	
25	(2)災害・新興感染症発生時の支援体制の構築	
26	①災害時の福祉支援体制整備の推進	
27	②新興感染症発生時の福祉支援体制整備の推進	
28	(3)災害時要配慮者の避難支援の推進	
29	①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定	
30	②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施	
31	③避難所における福祉的配慮の推進	
32	④福祉避難所の機能確保	
33	(4)権利擁護支援の推進	
34	①権利擁護の啓発・理解促進	
35	②成年後見制度の利用促進	
36	③身寄りのない高齢者等への支援を見据えた体制の検討	
37		
38		

1 (5)苦情解決の仕組み

2 ①事業者の苦情解決体制の整備

3 ②適切な苦情解決の促進

5 II 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進

6 (1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

7 ①参加・活動の場、居場所づくり

8 ②地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の活動支援

9 ③地域の多様な主体（地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等）の参画促進

10 ④民生委員・児童委員活動の環境整備

11 ⑤活動資金の確保と有効活用

12 ⑥ボランティア活動の推進

13 ⑦居住支援の取組推進

14 ⑧災害時の地域における福祉支援体制の整備

15 ⑨社会福祉法人の公益的な取組の推進

16 (2)福祉意識の向上と次世代育成

17 ①ノーマライゼーション理念の普及啓発

18 ②インクルーシブ教育の推進

19 ③生涯にわたる福祉教育・人権教育の推進

20 ④多様性の尊重

21 (3)ユニバーサルデザインの推進

22 ①ユニバーサルデザインの普及啓発

23 ②情報アクセシビリティの向上促進

24 (4)福祉サービスの質の向上と透明性の確保

25 (5)社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

26 (6)子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

29 III 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進および
30 活動の推進

31 (1)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

32 ①複合的な事案に対応ができる福祉人材の育成

33 ②支援者への支援等による活動の推進

34 (2)福祉人材の育成・確保・定着

35 ①若者の進路選択支援

36 ②多様な人材の参入促進

37 ③福祉職場への定着促進

38 ④職場環境の改善

1	⑤社会福祉関係者の資質向上
2	⑥人権教育の推進
3	⑦福祉の魅力ややりがいの発信
4	(3)福祉意識の向上と次世代育成[再掲]
5	
6	第7章 市町への支援等 82
7	
8	第8章 計画の進行管理 82
9	
10	子どもの声を聴く取組 84
11	
12	参考資料 88
13	
14	用語の解説 94
15	
16	
17	

【コラム目次】

地域福祉の実践 買い物支援	49
地域福祉の実践 障がい特性の擬似体験『びわこ☆めだか隊』の取組	51
地域福祉の実践	53 (調整中)
地域福祉の実践 ひきこもり支援の取組	56
地域福祉の実践 滋賀KANAMEプロジェクト	59
地域福祉の実践 「滋賀の福祉人」子ども達へつなぐ福祉の実践	69
地域福祉の実践 福祉とデザイン研究会	69
地域福祉の実践 農福商連携で広がる新しいまちづくりのかたち	70
地域福祉の実践 笑顔のたねをまきましょう～あなたよし・わたしよし・ちいきよし～	71
地域福祉の実践 若者の居場所づくりの取組	76
地域福祉の実践 滋賀の福祉人の取組	81
本計画に期待すること	83

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

本県では、令和3年（2021年）10月に「滋賀県地域福祉支援計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を策定し、市町の地域福祉の推進を支援するとともに、包括的・重層的支援体制の整備の推進、「滋賀の福祉人¹」づくりの推進について重点的に取り組んできました。

一方で、この間も少子高齢化はさらに進展し、高齢者のみ世帯や身寄りのない高齢者の増加、地域におけるつながりの希薄化・孤立化等、地域住民相互の関心・理解が低下していることで生活・福祉課題の発見の遅れや生活困窮などの大きな問題につながっています。このような状況において、これまでの福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、複合・複雑化した地域生活課題への対応は引き続き重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、地域のつながりの在り方や人との関わり方に対する意識や習慣が変化するとともに、長引く物価高騰は普段の暮らしに大きな影響を与えています。特に、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害のある人、生活困窮者、子ども・若者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等は、社会的・経済的な影響を受けやすく、地域福祉を取り巻く状況は刻一刻と変化しています。

このような状況の中で、国の地域共生社会の在り方検討会議においては、成年後見制度の見直しや身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援の在り方等の検討が進められています。また、災害への対応としては、令和6年（2024年）の能登半島地震での教訓を踏まえ、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法でも、災害時における福祉サービスの提供に努めることが規定されました。

こうした社会情勢の変化や国の動向を踏まえて県として的確に対応し、今後とも、市町の地域福祉の推進を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

¹ 滋賀の福祉人：支援の知識や技術を支える基本となる支援者としての高い倫理観や価値観を有し、それらを土台に据えて、主体的に日々の福祉実践を行う人材のこと。

1 2 計画策定の趣旨

2

3 滋賀県地域福祉支援計画は、国の動向、県の基本構想、地域福祉における課題等を踏
4 まえ、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、誰もが役割を持ちその人らしく活躍で
5 きる地域共生社会を実現していくための計画として策定するものです。

6 加えて、以下のような趣旨をもって策定しています。

7 ○地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じて住民自治を進めるための計
8 画として策定します。

9 ○災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「くらし」を守ることに
10 資する計画として策定します。

11 ○「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の
12 理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（S D G s）」の目標達成に資する
13 計画として策定します。

14 ○子どもの笑顔を増やすための「すまいる・あくしょん」の視点で計画を策定します。

15

16 3 計画の位置づけ

17

18 この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、
19 市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、

- 20 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
21 共通して取り組むべき事項
22 ② 市町の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
23 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
24 ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達
25 のための基盤整備に関する事項
26 ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支
27 援に関する事項

28 を一体的に定めるものです。

29 また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等²と整合および連携を図り
30 ながら県の福祉分野の基本的な計画として定めるものです。

31

32

² 県の分野別計画等：滋賀県人口ビジョン、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、滋賀県保健医療計画、滋賀県人権施策推進計画、滋賀県多文化共生推進プラン、滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画、滋賀県農業・水産業基本計画、県文化振興基本方針

1 4 計画の期間

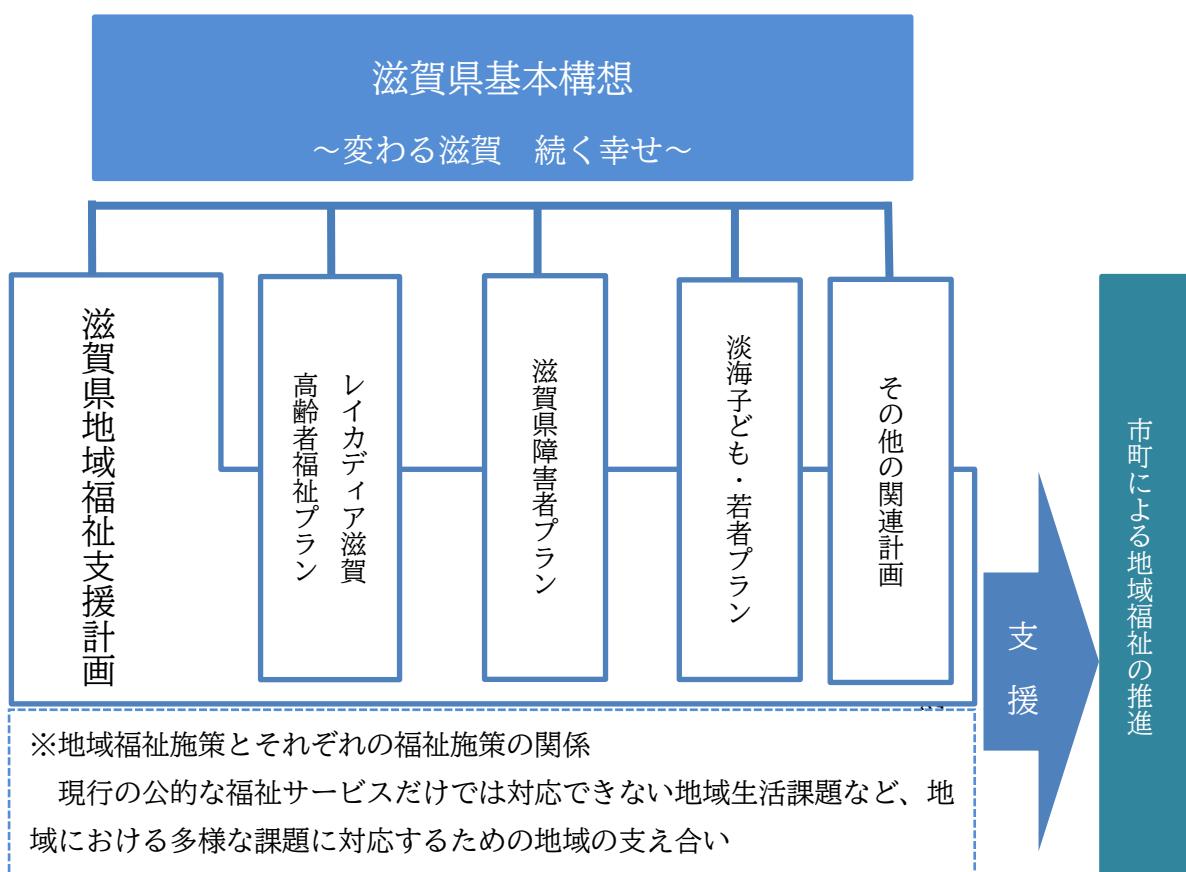
2
3 この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5
4 年間とします。

5
6 5 計画の推進体制

7
8 この計画は、各市町における地域福祉の推進に係る取組を支援するものであることか
9 ら、市町との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組状況や成果を把握します。

10
11 また、計画の取組状況を滋賀県社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえて、
12 関係部局と連携を図りながら、必要な支援を効果的に進めます。

13
14 (参考) 他の計画との関係



1 6 用語の定義

2 この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

4 ◆ 地域福祉

5 家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰
6 もが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、地域社会の一員として、安
7 全で安心した暮らしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくことで
8 す。

10 ◆ 地域

11 高齢者、障害のある人、子どもといった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合
12 い、ともに参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場です。

14 ※ 次に掲げるような、住民の生活実態等に応じて、自治会や民生委員・児童委員の活
15 動範囲、公的機関の設置単位、学区、市町域、県域など、様々な区域があります。
16 これらは必ずしも一致しているわけではなく、異なるレベルの区域が重層的に重な
17 り合っています。

- 19 ① 地域住民の具体的な活動の場となる区域
20 ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる区域
21 ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区域
22 ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる区域

24 ◆ 地域共生社会

25 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民
26 や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
27 地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をいいます。

29 ◆ 地域生活課題

30 地域住民およびその世帯が抱える①福祉（高齢や障害、子ども、生活困窮など）、保
31 健医療、住まい、就労および教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、
32 ③日常生活を営み、あらゆる分野の活動で参加する機会が確保されるうえでの課題など
33 をいいます。

1 7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

2 ◆「SDGs」

3 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）、国連サミットにおいて
4 採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12
5 年（2030年）までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、誰一人取り
6 残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められています。
7 本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。



13 ※本計画においては、以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.3 適切な社会保障制度および対策を実施し、県民が健やかで安心できる生活の保障に努める。
2.0 貧困をゼロに
3.0 すべての人に健康と福祉を
4.0 質の高い教育をみんなに
4.2 すべての子どもが質の高い乳幼児の発達支援、ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.5 障害者および脆弱な立場にある子どもなどがあらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
5.1 あらゆる形態の差別を撤廃する。
8.5 誰もが完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達する。
9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
10.0 人や国の不平等をなくそう。
10.2 すべての人の能力強化および社会的、経済的、政治的な包含を促進する。
11.0 住み続けられるまちづくりを
11.2 すべての人々に、安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
16.0 平和と公正をすべての人に
17.0 パートナーシップで目標を達成しよう。

◆ 「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」（令和2年（2020年）10月策定）とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人まで誰もが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。



※本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。

こども あくしょん	おとな あくしょん
01 感染症を正しく知って行動しよう	01 正しい情報を選んで伝える
02 今の気持ちを伝えよう	02 子どもの声を聞いて一緒に考える
03 自分も周りの人も大切に	03 心と身体の健康を支え思いやりを育む
04 頼れる人や場所を見つけよう	04 人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる
05 身体を動かしてしっかり遊ぼう	05 のびのびと遊び、育つための環境を守る
06 わくわく感動する気持ちを持とう	06 文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす
07 オンラインを上手に活かそう	07 オンラインを活かすための環境を整備する

「滋賀県地域福祉支援計画」においては、誰もが地域で支え合い、互いに尊重し合い、自分らしくいきいきと生活できるよう、地域福祉を推進し、地域社会の持続的発展を目指すことで、「SDGs」の達成および「すまいる・あくしょん」の推進に貢献します。

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

1 1 社会構造の変化

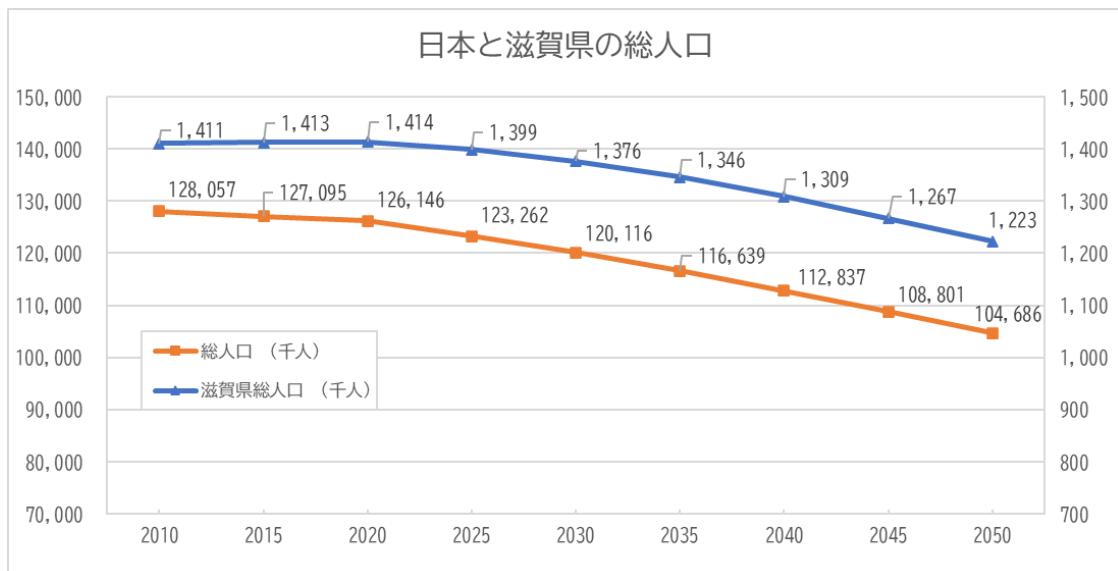
2 (1)人口減少

3 滋賀県の人口は、平成25年（2013年）をピークに、近年は人口減少に転じています。
4 平成25年(2013年)以降は転出者が転入者を上回る「社会減」の状態が概ね継続し、平
5 成28年（2016年）以降は死亡数が出生数を上回っています。

6 このまま出生数が減少し若い世代の流出が続いた場合、令和2年(2020年)に約141万
7 4千人であった人口は、令和12年(2030年)には約137万6千人（▲2.7%）まで減少、
8 さらに令和32年（2050年）には約122万3千人（▲13.5%）まで減少する見込みです。
9

10 ■人口の推移（全国、滋賀県）

[単位：千人]



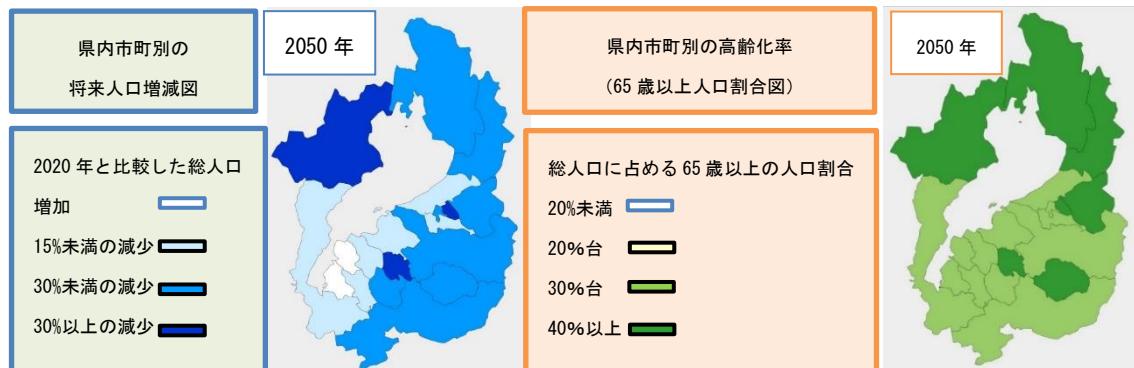
11 (出典) 令和2年（2020年）までは国勢調査（総務省）
12 令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年（2023年）推計
13

14 滋賀県全体では全国に遅れて高齢化が進行していますが、既に全国より早いスピードで高齢化が進んでいる地域もあり、県内でも地域により人口動向の状況は二極化する見込みです。

15 なお、高齢化が緩やかに進んでいる地域においても、今後急速に高齢化が進む見込みです。
16
17
18
19
20
21
22
23

■県内市町の人口増減の状況

人口減少の状況は、市町によって大きく異なっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年(2050年)には、草津市、守山市以外の17市町において、令和2年(2020年)と比較して減少するとされています。高齢化の状況についても、令和32年(2050年)には全ての市町で高齢化率が30%を超える状況となり、高島市、甲良町では50%を超えるとされています。



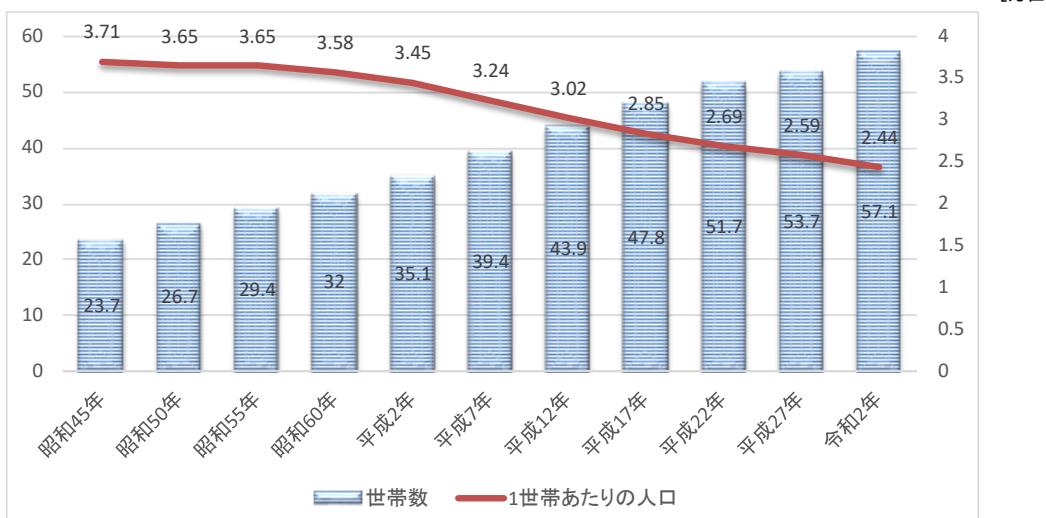
(出典) 滋賀県人口ビジョン (2024年7月)

(2)世帯の変化

令和2年(2020年)における本県の1世帯当たりの人数は2.44人であり、全国平均の2.27人と比べると多いものの、年々減少してきています。

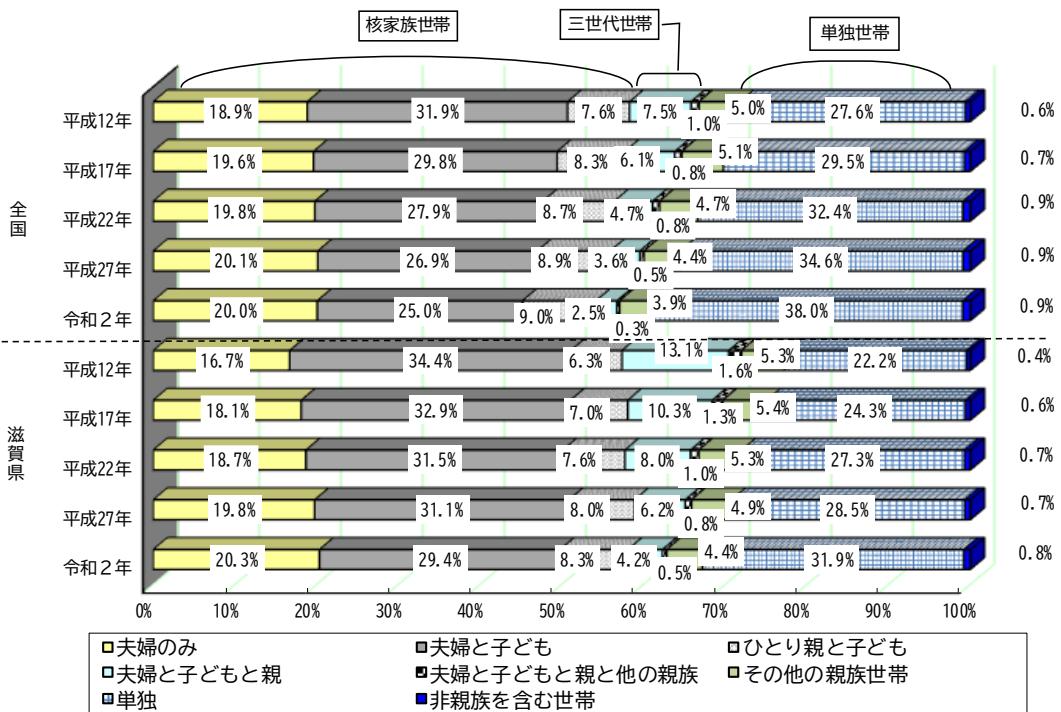
また、「三世代世帯」の構成比が4.2%へと減少する一方、「単身世帯」が31.9%に増加しています。

■世帯数および一世帯当たり人口の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 ■一般世帯の家族類型別世帯数



2

(出典) 国勢調査 (総務省)

4

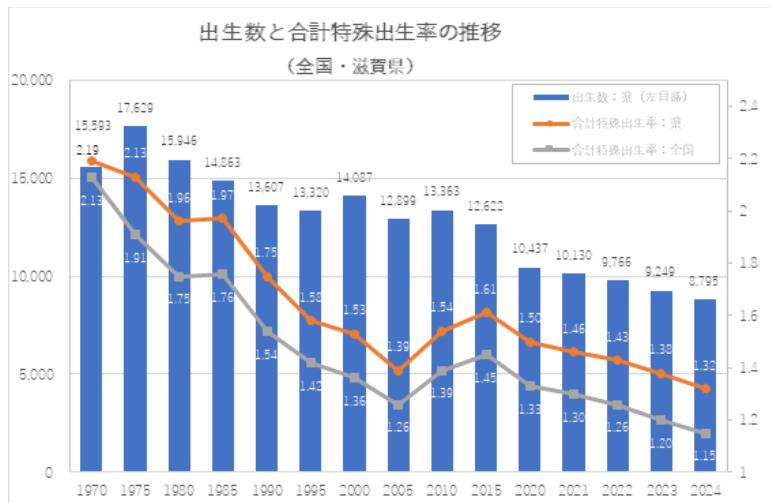
5 2 少子高齢化の進行

6 (1) 出生率と出生数

7 本県の合計特殊出生率は、一時期は回復傾向が見られたが、近年は再び低下傾向が
8 続き、令和6年（2024年）には、過去最低の1.32となっています。

9

10 ■出生数と合計特殊出生率の推移



11

(出典) 人口動態調査 (厚生労働省)

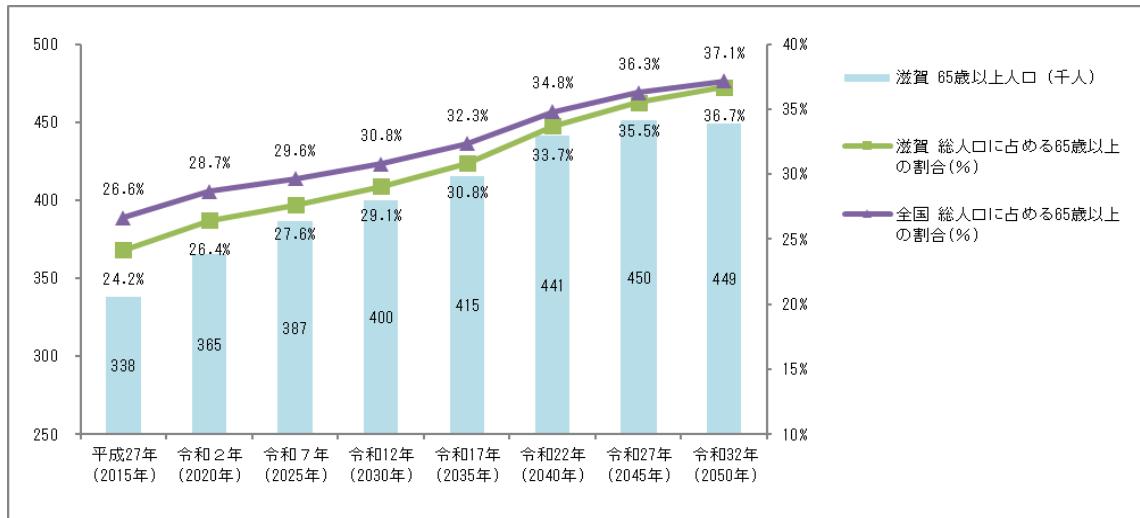
1 (2) 65歳以上人口

2 65歳以上人口は令和27年(2045年)頃にピークに達しますが、75歳以上人口や85
3 歳以上人口は、引き続き増加傾向にあると予測しています。

4

5 ■65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]

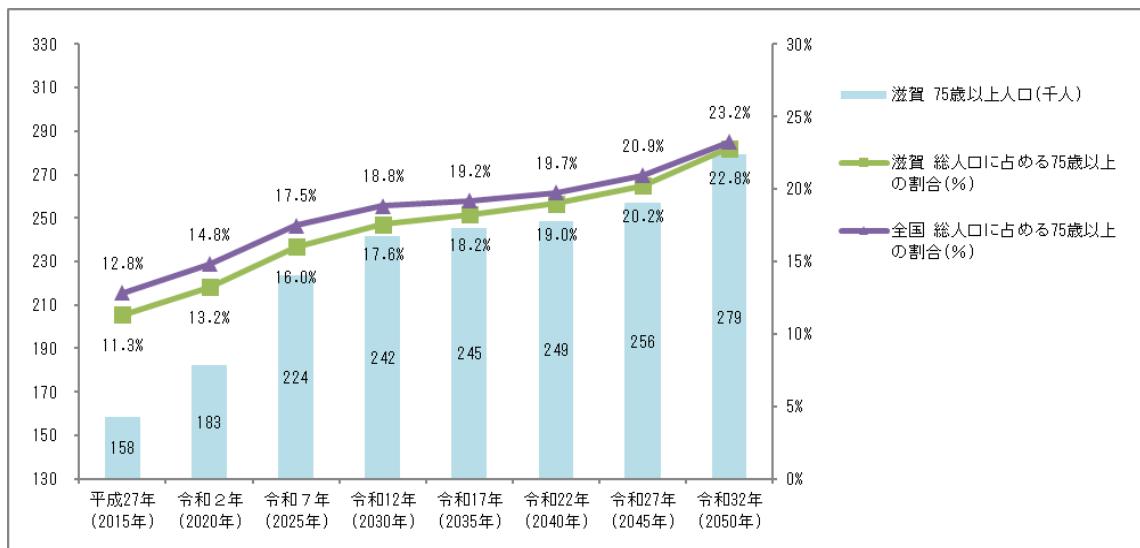


6

7

8 ■75歳以上人口

[単位：千人・%]



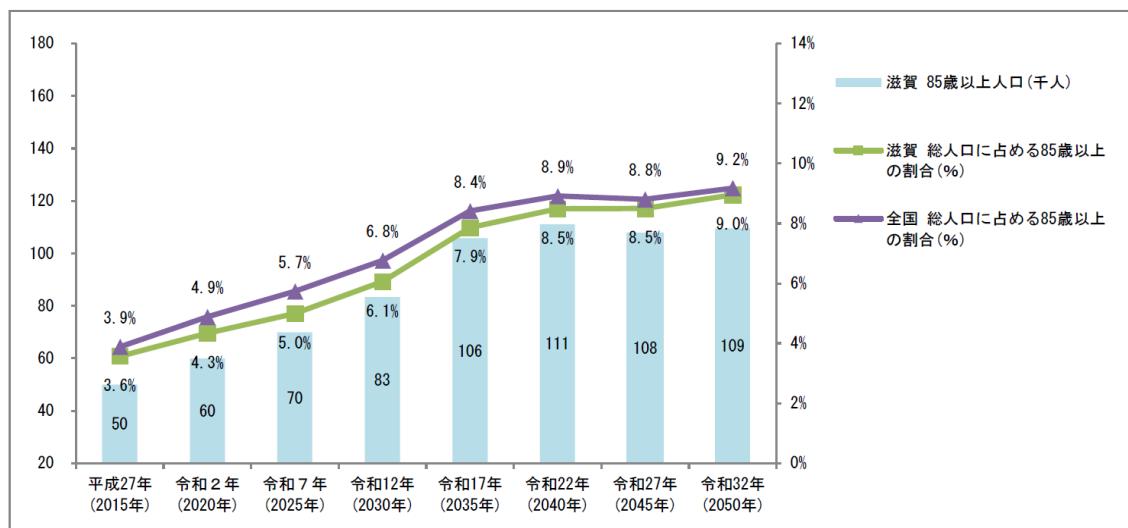
9

10

11

1 ■85歳以上人口

[単位：千人・%]



2 (出典) 平成27年(2015年)および令和2年(2020年)は国勢調査(総務省)

3 令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の令和5年(2023年)推計

4 3 高齢者の状況

5 (1) 高齢者世帯

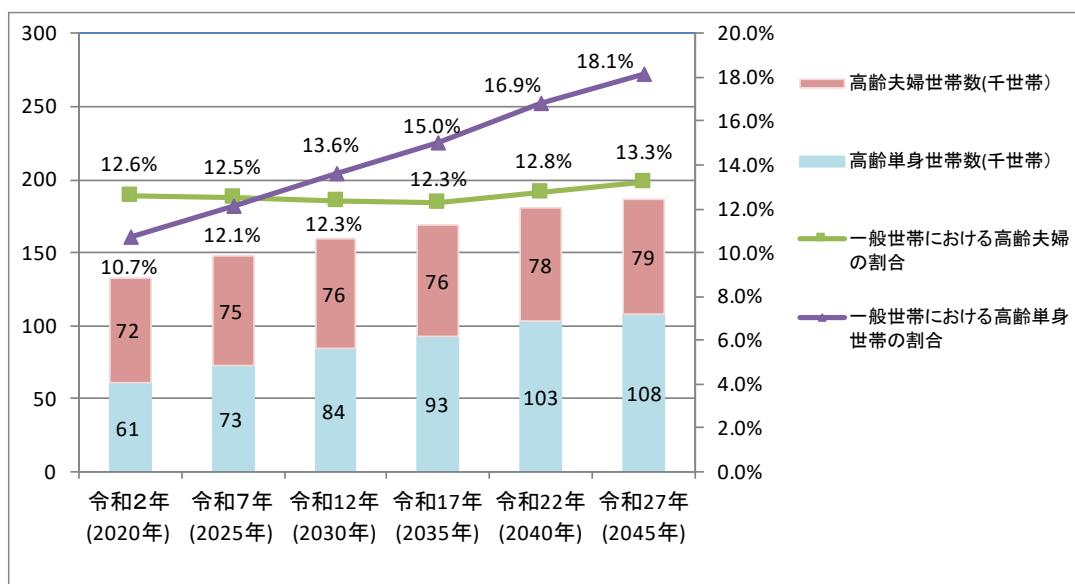
6 一般世帯数は令和17年(2035年)頃をピークに減少に転じるなか、高齢単身世帯は大幅に増加していくと見込まれます。

7

8 ■高齢者世帯の推計

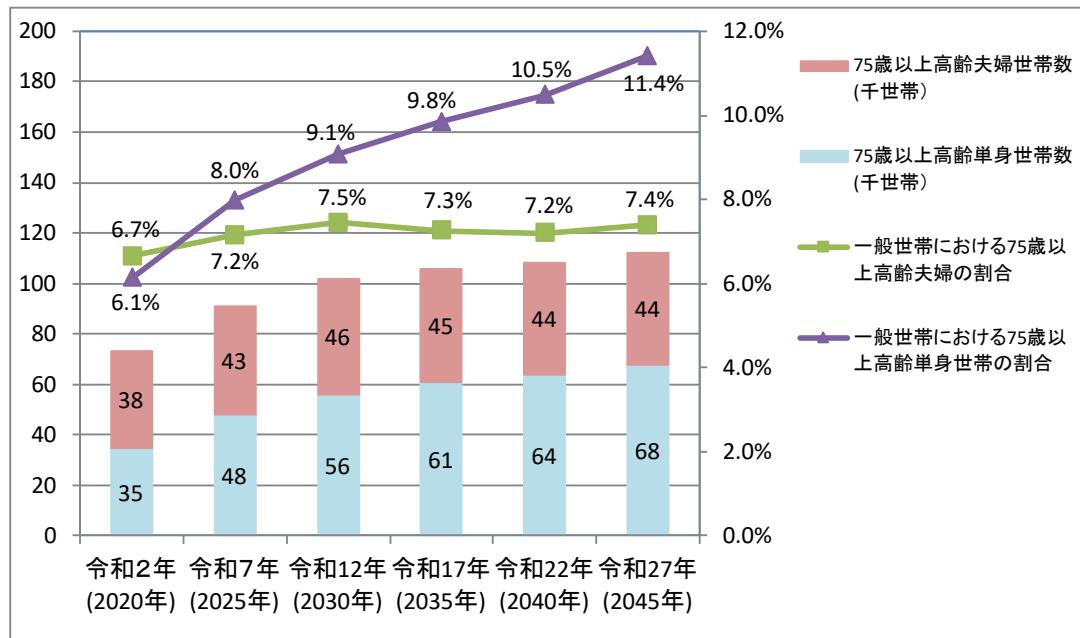
9 ①滋賀県の高齢者世帯の推計(65歳以上人口)

[単位：千世帯・%]



1 ②滋賀県の高齢者世帯の推計（75歳以上人口）

[単位：千世帯・%]



2

3 (出典) 国立社会保障・人口問題研究所の令和6年(2024年)推計

4 (注) ①②における高齢夫婦は、それぞれ世帯主が65歳以上、75歳以上。

5

(2) 認知症高齢者

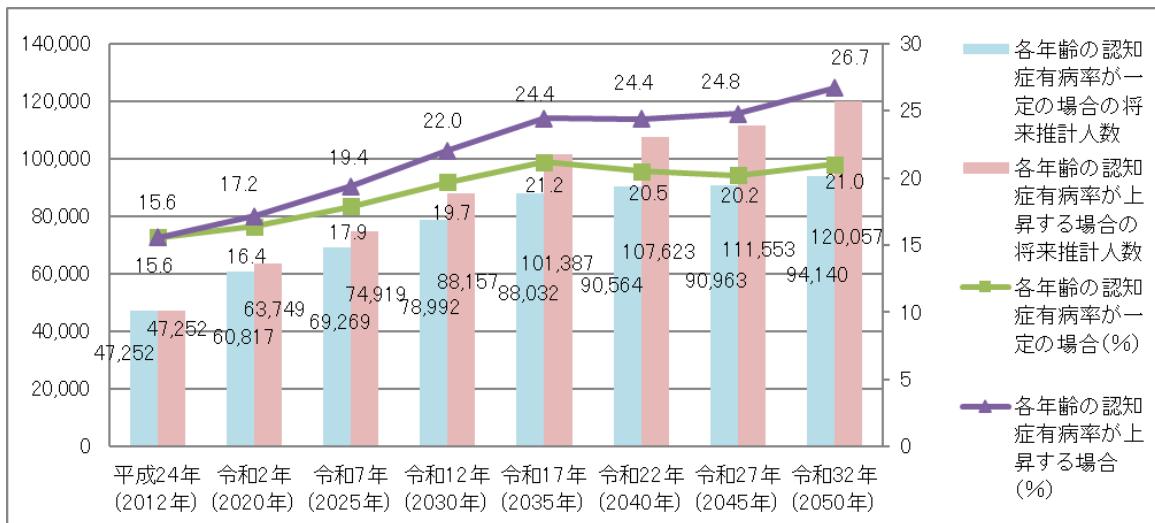
6 認知症高齢者数は、65歳以上の人口の増加に伴い増加すると予測されます。

7 滋賀県の認知症高齢者数は、令和7年(2025年)に約75,000人、令和22年(2040年)
8 には約108,000人と推計され、高齢者の4人に1人は認知症になると見込まれます。

9

■滋賀県における認知症高齢者数と有病率の推計

[単位：人・%]



10

11 (出典) レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 令和6年(2024年)3月

12 (注) 認知症の有病率(認知症が発症する人の割合)は生活習慣病(糖尿病)の有病率の影響を受けるとされており、
13 「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、2060年までに糖尿病の有病率が20%増加すると仮定した場合の
14 推計を示す。

15
16

1 (3) 介護職員の状況

2 本県における介護職員にかかる需給推計では、令和8年(2026年)は、約22,300人の
3 需要に対して供給が約20,400人となり、約1,900人の不足が生じる見込みです。また、
4 令和6年度(2024年度)の職業別常用求人・求職状況（有効）によると滋賀県内の有効
5 求人倍率は、全産業平均が0.91倍であるのに対し、介護関係では3.26倍となっており
6 深刻な状況は変わっていません。事業所においては、訪問介護員（92.9%）、介護支
7 援専門員（57.6%）、介護職員（訪問介護員を除く）（54.3%）、看護職員（46.7%）の順
8 に不足感があると回答しています。

9 (4) 高齢者虐待

10 高齢者虐待について相談・通報件数は、増加傾向にあります。なかでも養護者の虐待
11 についての相談・通報件数が増加傾向であり、背景として高齢者虐待に関する認識の浸
12 透があるものと考えられます。

13 虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く（47.4%）、次いで「心理的虐待」
14 （27.9%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」（15.0%）、「経済的虐待」
15 （9.4%）、「性的虐待」（0.3%）となっています。

16 ■高齢者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



19 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1 ■高齢者虐待の種別・類型（令和5年度（2023年度））（複数回答）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	287人	169人	91人	57人	2人
割合	47.4%	27.9%	15.0%	9.4%	0.3%

2 (注)滋賀県健康医療福祉部調べ

3 (注)割合は、被虐待者の総数に対するもの

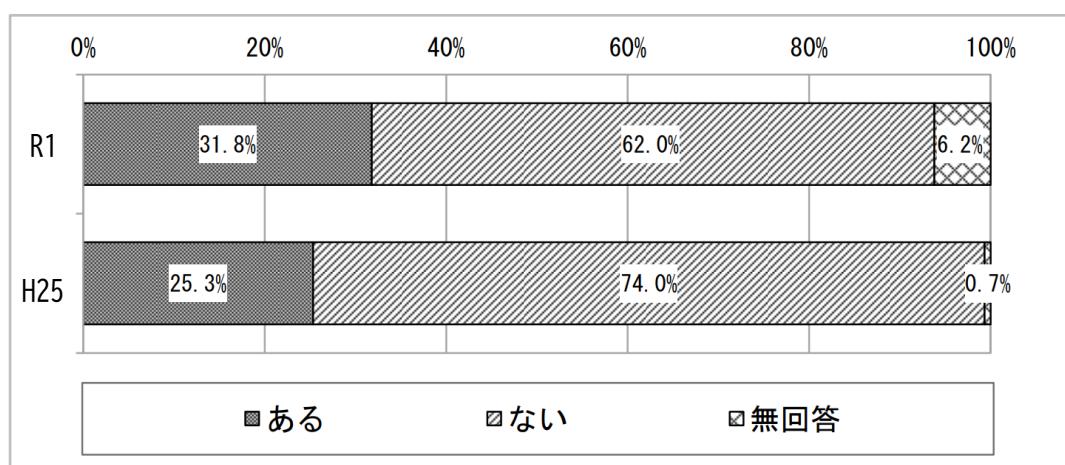
4
5 (5) 高齢者の民営借家への入居拒否に関する状況

6 令和元年度(2019年度)に宅地建物取引業者を対象に実施した調査によると、全体の
7 約3割の業者が、賃貸住宅の媒介時に家主から高齢者の入居を断るよう言われたことが
8 あると回答しています。

9 また、高齢者の入居を断った理由としては、病気や事故、孤独死等が92.4%と最も
10 高い割合を占め、その他にも、介護（監護）者がいない、保証人がいない、火の不始末
11 や漏水等といった理由が多く挙がっています。

12 そのため、こうした拒否感をなくし、高齢者が安心して入居できる環境の整備が求め
13 られています。

14
15 ■ 宅地建物取引業者が賃貸住宅の媒介に際し家主から高齢者の入居を断るよ
16 う言わされたことの有無（滋賀県）



31 (出典)令和元年度(2019年度)宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査報告書(滋賀県)

33 4 障害のある人の状況

34 (1) 障害者数

35 県内の身体障害者手帳所持者数、知的障害者療育手帳所持者数および精神障害者保健
36 福祉手帳所持者数は、以下のとおりです。

1 ■障害者手帳所持者数の推移

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
身体障害者手帳所持者 数（人）	54,481	53,745	53,975	53,802	52,606	52,829
知的障害者療育手帳所 持者数（人）	14,202	14,771	15,317	15,814	16,366	16,762
精神障害者保健福祉手 帳所持者数（人）	10,449	11,175	11,710	12,278	13,399	14,395

2 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

3

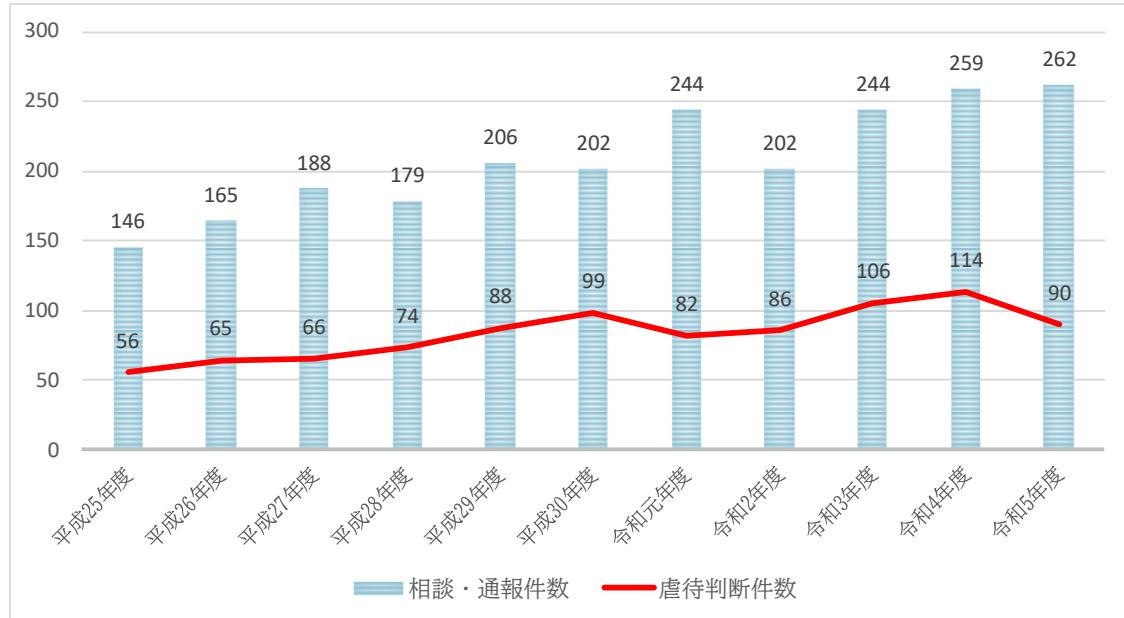
4 (2)障害者虐待

5 滋賀県・管内市町に対する障害者虐待に係る通報・相談件数は増加傾向にあります。
6 令和5年度（2023年度）における県内19市町および県で受け付けた通報・相談件数
7 は262件で、虐待の判断件数は90件でした。

8 また、虐待の種別・類型は、身体的虐待が54件（37.5%）と最も多く、次いで、
9 心理的虐待が34件（23.6%）、放棄・放置が15件（10.4%）、経済的虐待が11件
10 （7.6%）、性的虐待が11件（7.6%）でした。

11

12 ■障害者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



13 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

14

15

16

1 ■障害者虐待の種別・類型（令和5年度（2023年度））（複数回答）

	身体的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	性的虐待
件数	54件	34件	15件	11件	11件
割合	37.5%	23.6%	10.4%	7.6%	7.6%

2 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

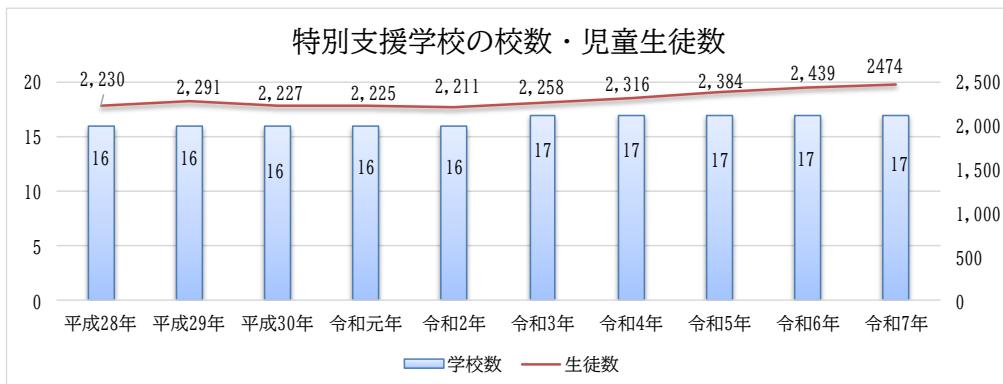
3 (注) 割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの

4
5 (3) 特別支援学校・特別支援学級の児童生徒

6 県内の特別支援学校は、令和3年度（2021年度）から17校となっています。児童生
7 徒数は、令和7年（2025年）5月1日現在2,474人となっています。

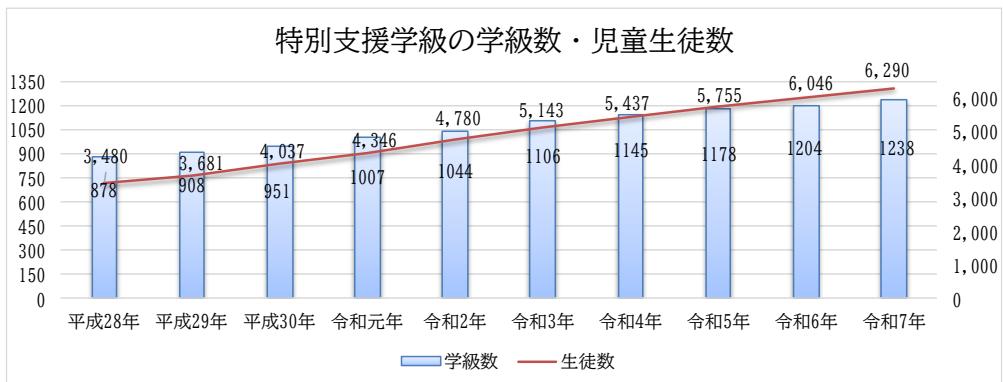
8 また、県内の市町立小・中学校および義務教育学校の特別支援学級は、令和7年（2025
9 年）5月1日現在で、1,238学級あり、児童生徒数は、6,290人となっています。

10
11 ■特別支援学校の校数・児童生徒数の推移



12 (注) 滋賀の特別支援教育より抜粋（滋賀県教育委員会）

13
14 ■特別支援学級の学級数・児童生徒数の推移



15 (注) 滋賀の特別支援教育より抜粋（滋賀県教育委員会）

1 5 子どもの状況

2 (1) 児童虐待相談

3 令和5年度(2023年度)における子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）
4 および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年
5 度(2022年度)に減少したものの、再び増加に転じています。

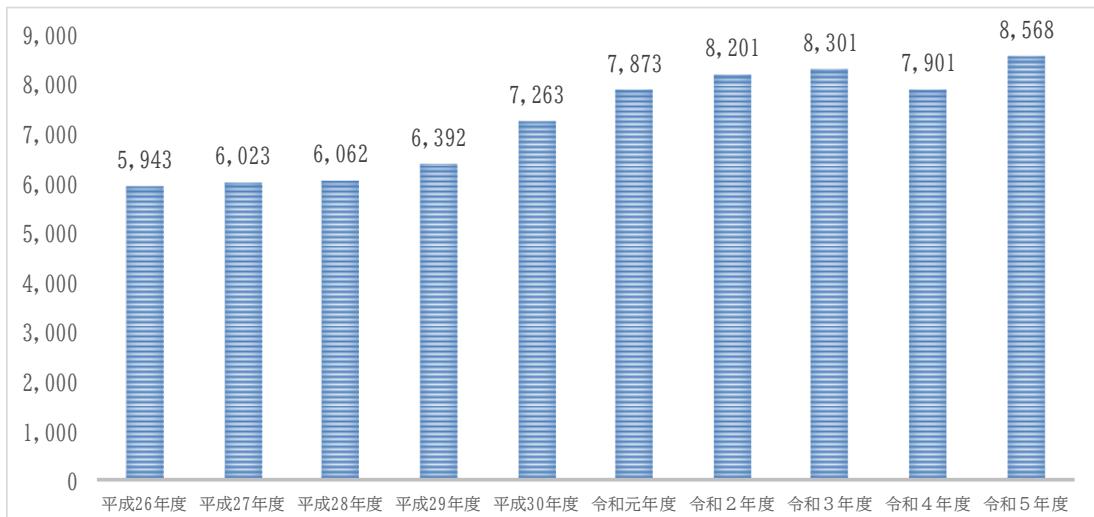
6 内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力（面前DV）に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

7 また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増
8 大に伴い、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。

9 なお、児童虐待の相談により、一時保護や乳児院、児童養護施設、里親等への措置につながっておりますが、それ以外では地域福祉においても多くの児童を支えている状況
10 あります。

11

12 ■児童虐待相談件数の推移



13 (注) 滋賀県子ども若者部調べ

14

15 ■児童虐待種別（令和5年度（2023年度））

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待
件数	3,467件	2,668件	2,357件	76件
割合	40.5%	31.1%	27.5%	0.9%

16 (注) 滋賀県子ども若者部調べ

17

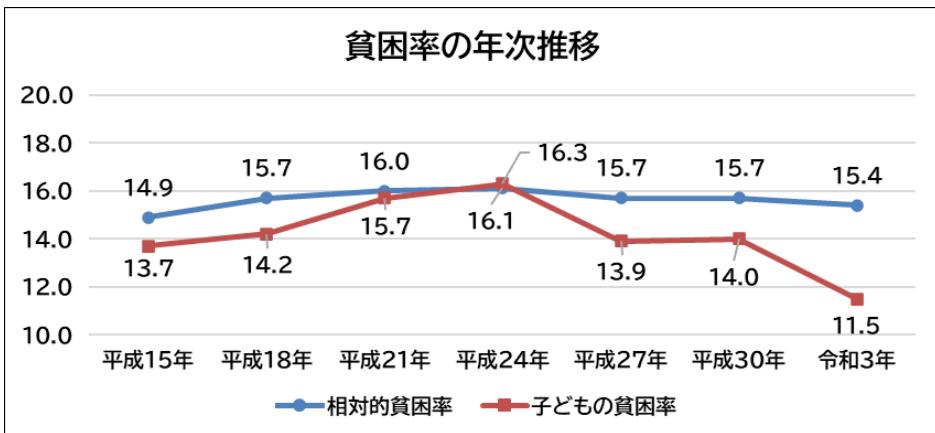
1 (2) 子どもの貧困率

2 令和4年国民生活基礎調査において、全国における相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

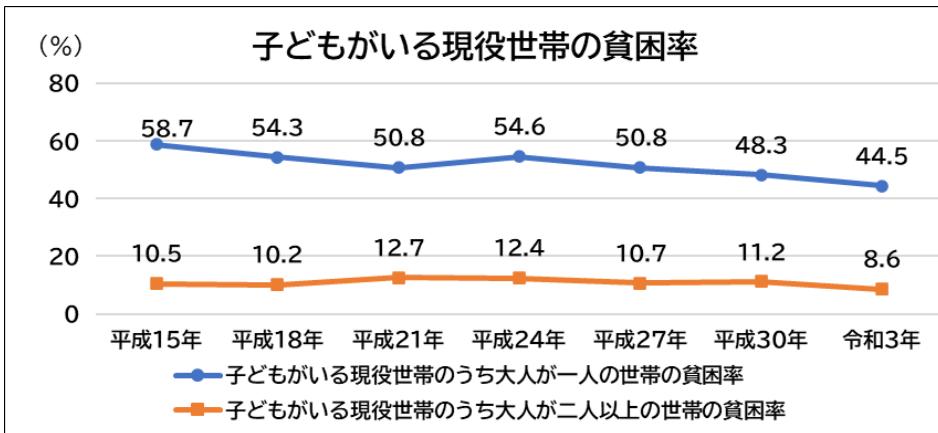
3 また、令和4年度家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(厚生労働省)によると、
4 高校生以下の子がいる一般世帯において、金銭的に余裕がないことを理由に子に対して、
5 以下のことことができていない状況がありました。

- 6 ・子に学習塾へ通わせていない(7.65%)
- 7 ・子にお小遣いを渡していない、ほとんど渡していない(3.27%)
- 8 ・子がスマートフォンを持っていない(2.35%)
- 9 ・子の進路として高校・中学卒業後、就職させる(3.22%)
- 10 ・子をクラブに参加させていない(1.32%)
- 11 ・子がクラブ活動や学習塾、大学進学費用のためアルバイトをしている(0.97%)

12 ■相対的貧困率の年次推移（全国）



14 ■子どもがいる現役世帯の貧困率（全国）



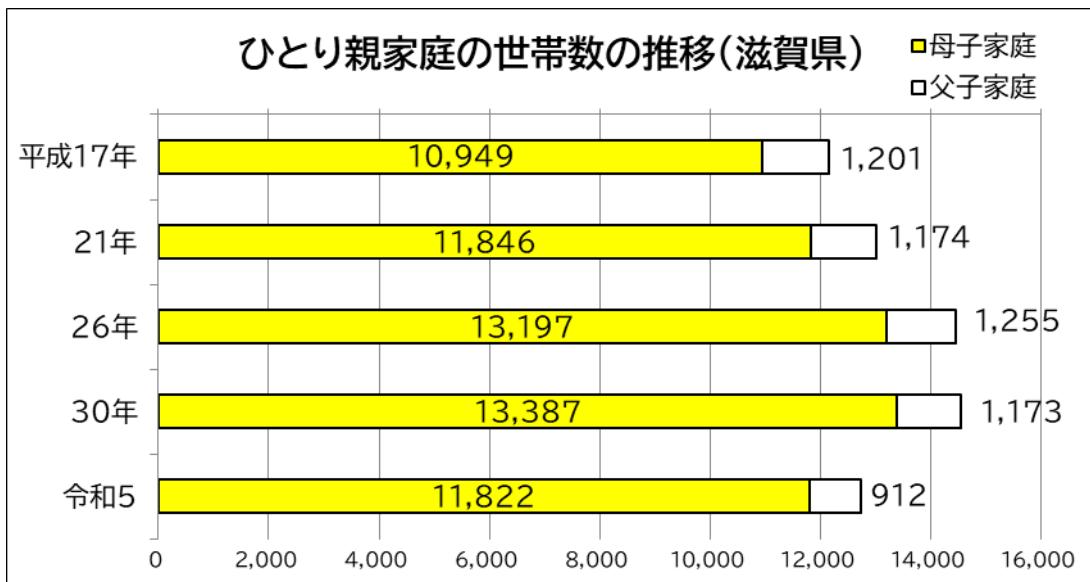
16 (出典) 令和4年(2022年) 国民生活基礎調査の概況(厚生労働省)

1 (3) ひとり親家庭の状況

2 県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年（2023年）8月1日現在で12,734世帯（母
3 子家庭11,822世帯、父子家庭912世帯）であり、平成30年（2018年）4月1日現在
4 の14,560世帯と比べると1,826世帯（12.5%）減少しています。

5 また、暮らし向きに対する意識としては、母子家庭と父子家庭とともに、「苦しい」と
6 回答した人が最も多くなっており、また、「たいへん苦しい」と回答した人の割合は、
7 前回調査の平成30年度と比べて増加しています。

10 ■ひとり親家庭の世帯数の推移



12

13

14

15

16

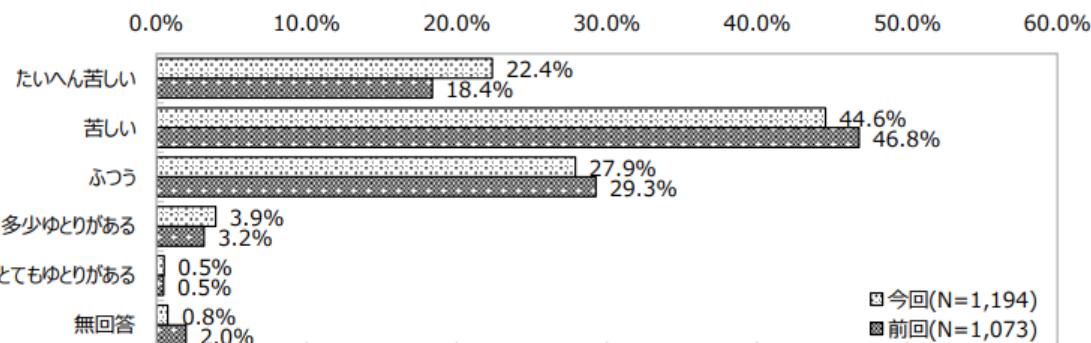
17

18

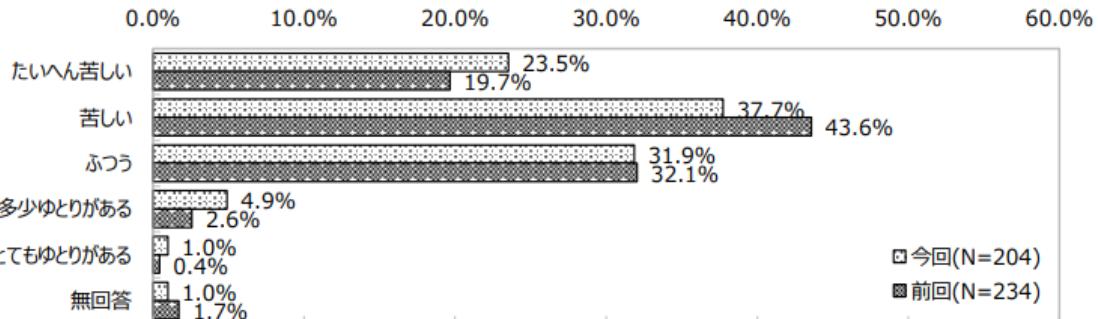
19

■ひとり親家庭の暮らし向きに対する意識

[母子家庭]



1 [父子家庭]



2 (出典) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査（滋賀県）

5 (4) 社会的養護

6 県内には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、
 7 児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所あり、令和5年度(2023年度)
 8 末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて248人となっていま
 9 す。また、里親のもとや、ファミリーホームで生活する子どもは97人となっていま
 10 す。

11 また、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する取組と
 12 して、義務教育終了後の子どもたちが入居する児童自立生活援助事業所が県内に13
 13 か所あり、令和7年（2025年）3月31日現在、32人が生活しています。

15 ■施設の箇所と措置児童数等

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	委託一時保護児童数
里親	44家庭	53人	2家庭	4人	57人	53人
	12か所	40人		0人		
	小計	93人		4人		
乳児院	1か所	31人	0か所	0人	31人	37人
	児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	129人		7人		
	小計	160人		10人		
児童心理治療施設	1か所	11人	0か所	0人	11人	4人
	児童自立支援施設	15人		1人		
	障害児入所施設	45人		3人		
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)	1人	6人	3か所	48人	48人	32人
	小計			1人		
	合計	325人		6人		
				20人	345人	176人

16 ※措置児童数は、令和5年度末現在、委託一時保護児童数は、令和5年度対応数。

17 (出典) 淡海子ども・若者プラン 令和7年（2025年）3月

1 (5) ヤングケアラー³の状況

2 令和3年度（2021年度）に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校
3 を対象とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒（以下、「子ども若者ケ
4 アラー」）の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答した学
5 校が165校（49.8%）とほぼ半数となっています。また、学校区分別に見ると、中学
6 校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となっています。

7 なお、本調査の対象学校においては、すべての生徒の家庭状況を把握することは困
8 難であるため、学校側が認知していないようなケースも含めると割合はさらに高くな
9 ることが推察されます。

10

11 ■ 「子ども若者ケアラーの有無」

12 (学校が子ども若者ケアラーと思われる児童生徒を認知している件数)

学校区分	い る	い ない	わ か ら な い	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

13 (出典) 令和3年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託「子ども若者ケアラー実態調査報告書」

14

15 (6)不登校

16 不登校の状態にある児童生徒の在籍率⁴は増加傾向にあります。また、不登校の児童
17 生徒数は、令和5年度（2023年度）においては、小学校で1,572人、中学校で2,515
18 人、高等学校で1,044人となっています。

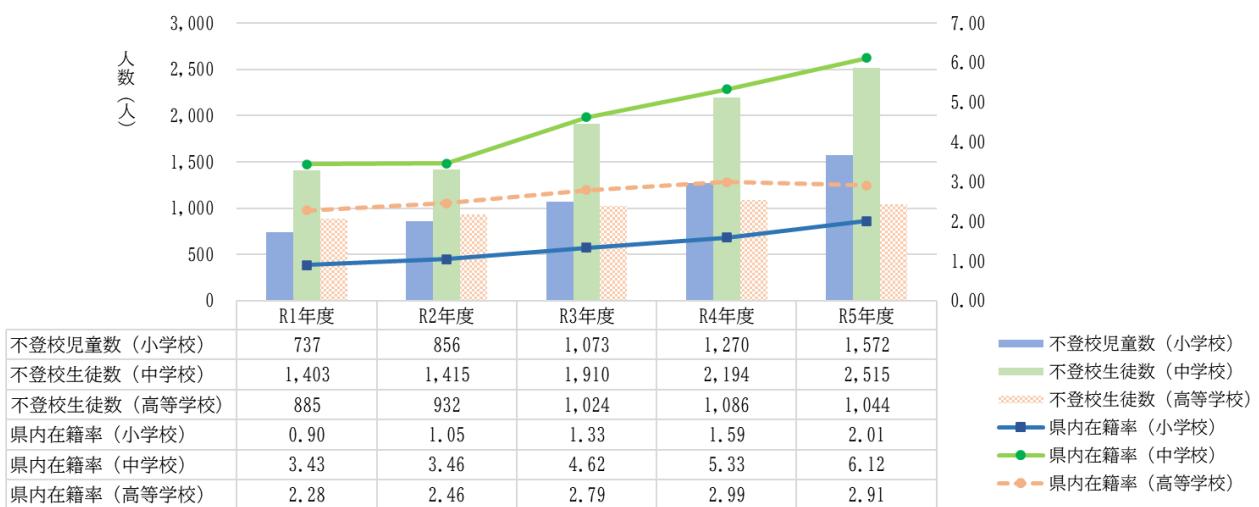
19 また、不登校の状態にある子どもの1,912人（37.3%）が学校内外の機関等で専門
20 的な相談・指導を受けていない状況となっています。

21

³ ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子ども・若者を指す。

⁴ 在籍率：在籍する児童生徒全体に占める不登校児童生徒の割合。

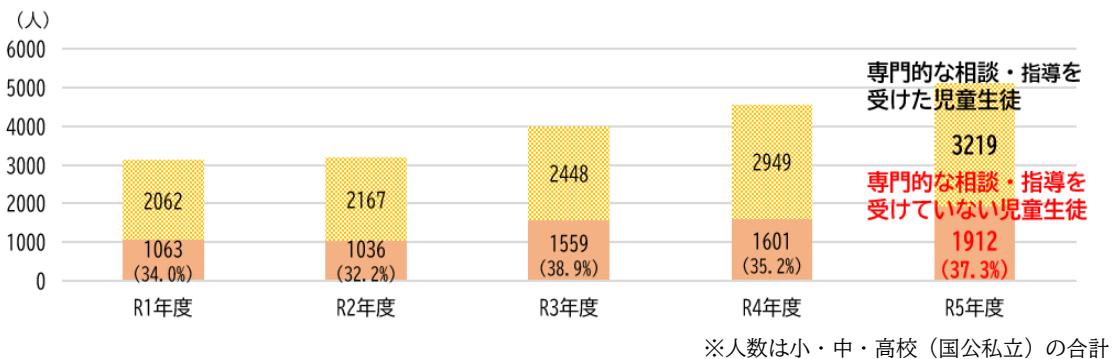
1 ■不登校の状態にある子どもの数の推移



4 (注) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)

5

6 ■学校内外での専門的な支援等の状況



※人数は小・中・高校（国公私立）の合計

9 (注) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)

10

11 6 生活困窮・ひきこもり・自殺

12

(1) 生活困窮

13

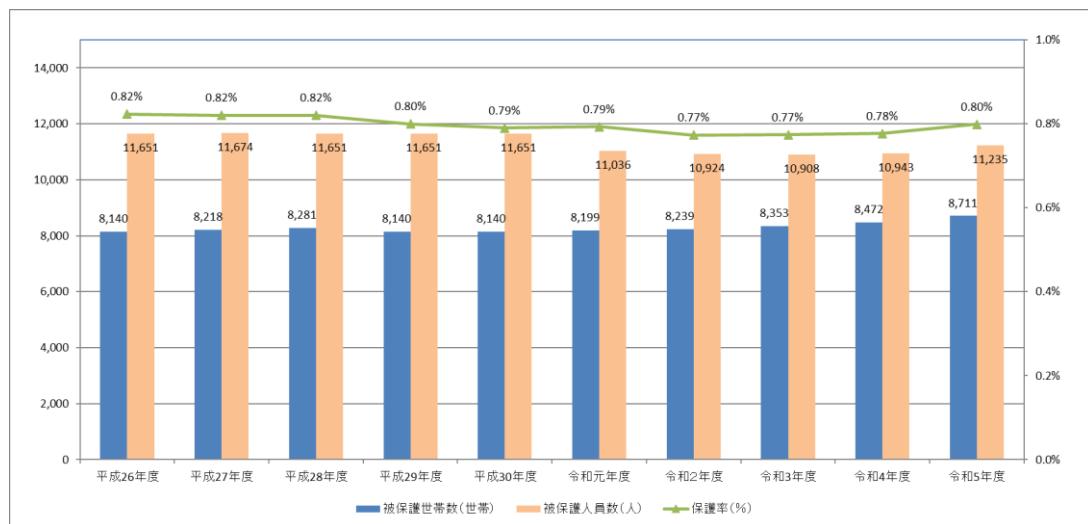
○生活保護の状況

14

被生活保護世帯数は、平成26年度（2014年度）よりほぼ横ばいとなっています。

15

1 ■被生活保護世帯数の推移



2

3 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

4

5 ○特例貸付⁵

6 コロナ禍はリーマンショック時に比べ、貸付件数、貸付額が大幅に増加しており、生
7 活への影響はリーマンショック時よりも多くの世帯に及んでいることがうかがえます。

8

9 ■貸付決定件数と貸付金額

	リーマンショック時3年間 (平成21~23年度)		特例貸付 (令和2年3月25日~令和4年9月30日)	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723千円	20,809件	3,988,631千円
総合支援資金	1,269件	1,390,679千円	18,696件	9,813,806千円
総合支援資金(延長) ⁶	—	—	7,957件	4,199,860千円
総合支援資金(再貸付) ⁷	—	—	11,549件	6,094,560千円
計	2,427件	1,497,402千円	59,011件	24,096,857千円

10

(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

11

12

⁵ 特例貸付：新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活に困窮する世帯への生活費等の緊急貸付制度。滋賀県社会福祉協議会を中心に償還にあたってのフォローアップ事業を実施し、相談支援を行っている。

⁶ 総合支援資金延長貸付：総合支援貸付期間に続き、貸付期間を延長して利用できる制度。

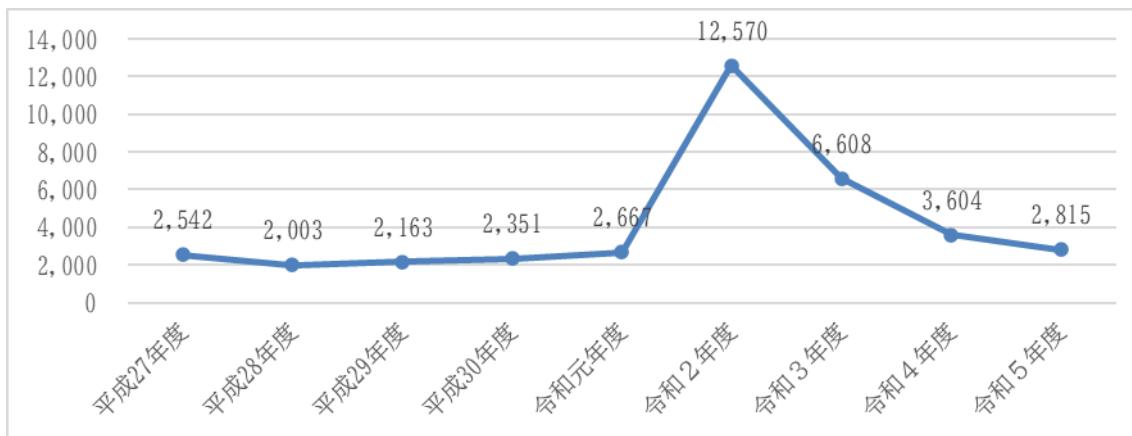
⁷ 総合支援資金再貸付：総合支援資金の貸付終了後、生活が困窮状況にある世帯が自立的相談支援機関での相談や継続的な支援を受けうることを要件に再貸出申請が可能となる制度。

1 ○生活困窮者自立相談⁸件数

2 令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮
3 される方が増加し、相談件数が大幅に増加しました。

4

5 ■生活困窮者自立相談件数 (件)



6 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

7

8 (2) ひきこもり

9 令和 2 年度（2020 年度）、滋賀県が県内のひきこもりに関わる相談支援を行う機関・
10 団体 292 ヶ所を対象にひきこもり実態調査を実施したところ、令和元年度（2019 年度）、
11 ひきこもり状態にある本人 2,178 人へ支援を行ったことが分かりました。

12 年代別では、10 代が 587 人で全体の 27% と最も多く、20 代が 535 人で全体の 24%、
13 30 代が 452 人で全体の 21% でした。

14 また、内閣府のひきこもり実態調査⁹結果では、満 15 歳から満 39 歳までのひきこも
15 りの推計数は 54.1 万人（平成 27 年度（2015 年度））、満 40 歳から満 64 歳までのひき
16 こもりの推計数は 61.3 万人（平成 30 年度（2018 年度））と推計されています。

17 令和 4 年度（2022 年度）の調査では、15 歳から 39 歳の広義のひきこもり群は人口の
18 2.05%、40 歳から 64 歳の広義のひきこもり群は 2.02% と推計されています。

19

20

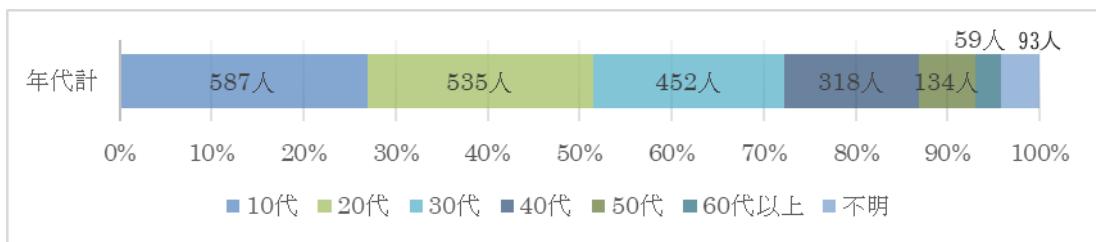
21

22

⁸ 生活困窮者自立相談：生活困窮者が抱えている課題を踏まえ、自立生活に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

⁹ ひきこもり実態調査（内閣府）：平成 21、27 年度（2009、2015 年度）、は、満 15 歳から満 39 歳までの者（無作為 5,000 人）、平成 30 年度（2018 年度）は、満 40 歳から満 64 歳までの者（無作為 5,000 人）、令和 4 年度（2022 年度）は、10 歳～39 歳の者（無作為 20,000 人）、40～69 歳の者（10,000 人）を対象にひきこもり調査を実施。

1 ■実相談人数（令和元年度（2019 年度）支援事例）：年代別



2 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

3

4 ■ひきこもり者の推計割合

		有効回収数に占める割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	15歳～39歳対象調査	0.95%	準ひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	1.23% (0.70%)	
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15歳～39歳対象調査	0.74%	広義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	1.55% (1.17%)	
自室からは出るが、家からは出ない	15歳～39歳対象調査	0.30%	狭義のひきこもり
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	0.08% (0.07%)	
自室からほとんど出ない	15歳～39歳対象調査	0.06%	
	40歳～69歳対象調査 (参考：うち40～64歳)	0.12% (0.07%)	

19 (出典) 令和4年度（2022年度）こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

20

21 (3) 自殺者数

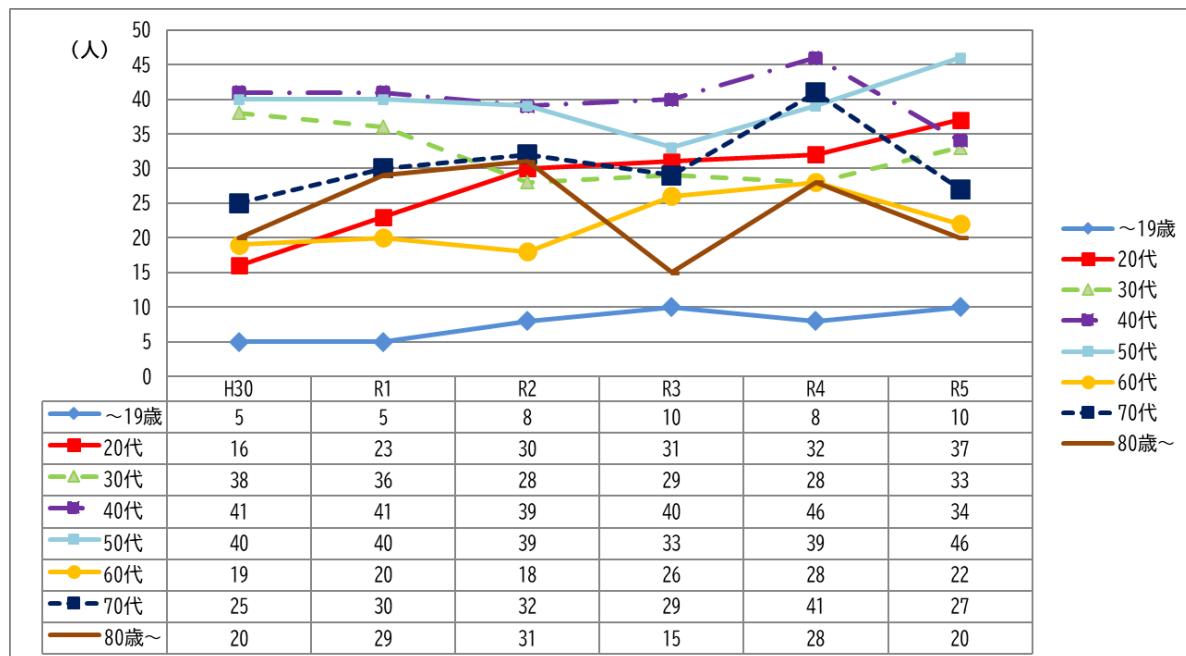
22

23 厚生労働省「人口動態統計」によると、20代の自殺者数は、平成30年度(2018年)
度)以降、増加傾向にあります。

24

25

1 ■県内の年齢階級別自殺者数



2

3 (出典) 人口動態統計（厚生労働省）

4

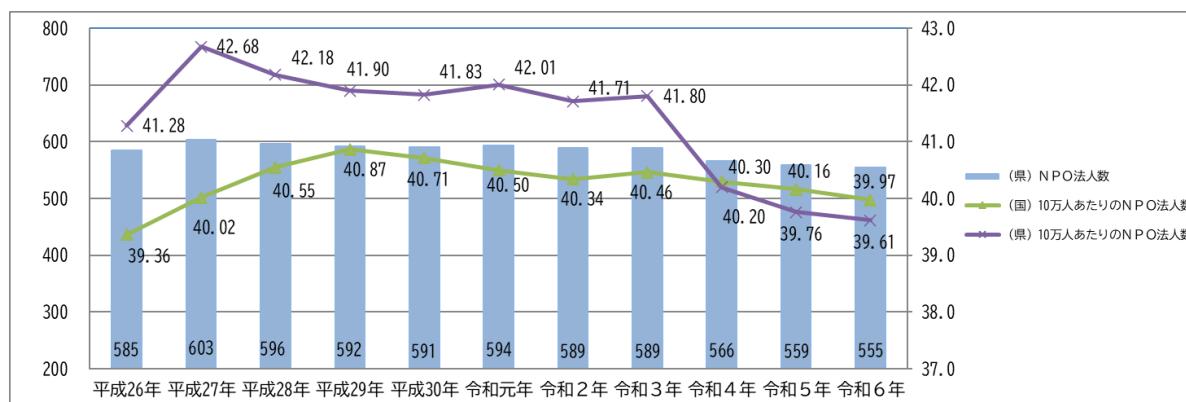
5 7 NPO法人・ボランティア

6 (1) NPO法人

7 本県の人口 10 万人あたりのNPO法人数は、令和6年度（2024 年度）末において
8 39.61 法人で、近年、減少傾向にあります。

9

10 ■NPO法人数の推移



11

12

13 (注) 内閣府NPOホームページ掲載データ

14

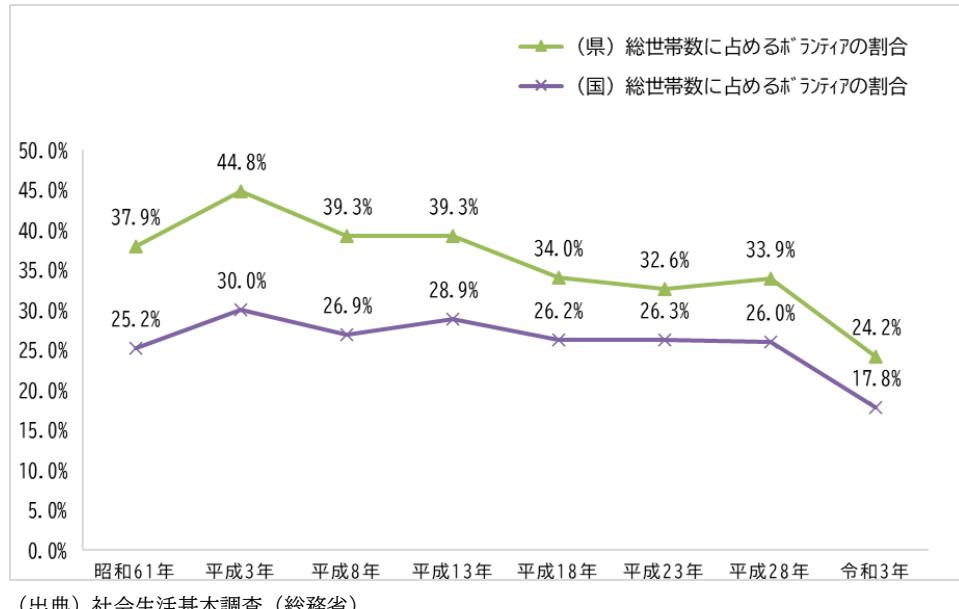
※特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したNPO

1 (2) ボランティア

2 本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度
3 (1991年度) をピークに減少傾向にあります。

4

5 ■ボランティア参加率の推移



6 (出典) 社会生活基本調査（総務省）

7

8 8 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

9 現在調査中です。

10

11 現在調査中です。

12

13

14

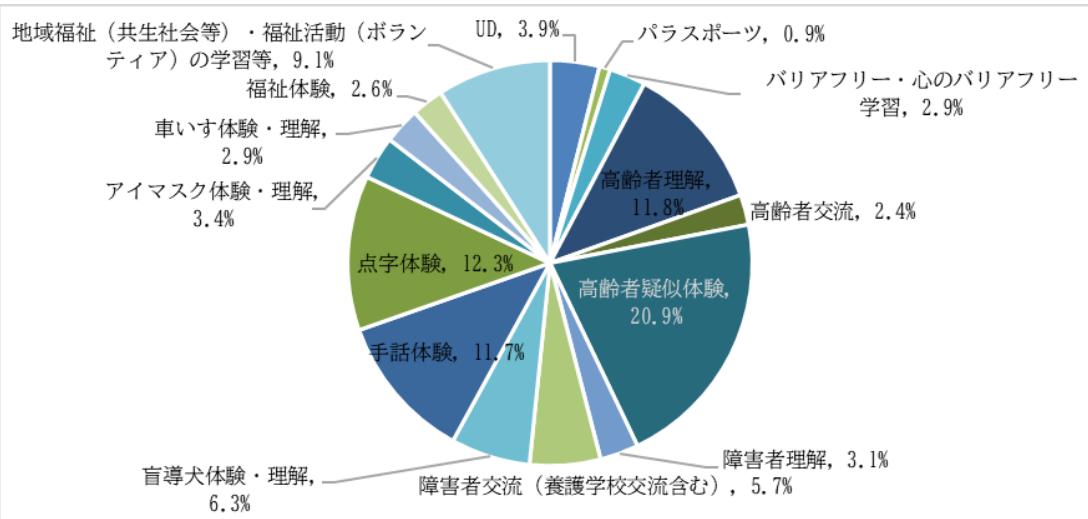
15

16

17

中学校	84校/93校	90.3%	21	22
義務教育学校	2校/2校	100%	23	24

1 ■学習内容



2

3 (注)滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ 令和7年（2025年）10月

4

5 9 権利擁護の状況

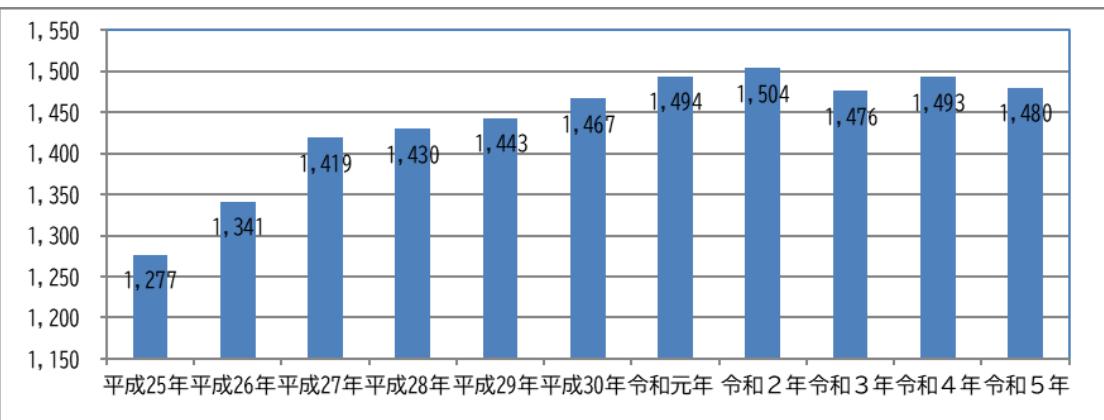
6 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、すべての市町社会福祉協議
7 会で福祉サービスの利用の支援や日常生活上の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常
8 生活自立支援事業）が実施されており、近年は横ばい傾向にあります。

9 また、令和6年（2024年）4月時点において、成年後見制度の利用の促進に関する法
10 律に基づく基本計画については、県内18市町において策定されており、同法に基づく
11 協議会等の合議制の機関については、10市町において設置されています。また、県内16
12 市町において、中核機関¹⁰が整備されています。

13

14 ■地域福祉権利擁護事業契約件数の推移

〔単位：件〕



15

16 (注)滋賀県健康医療福祉部調べ

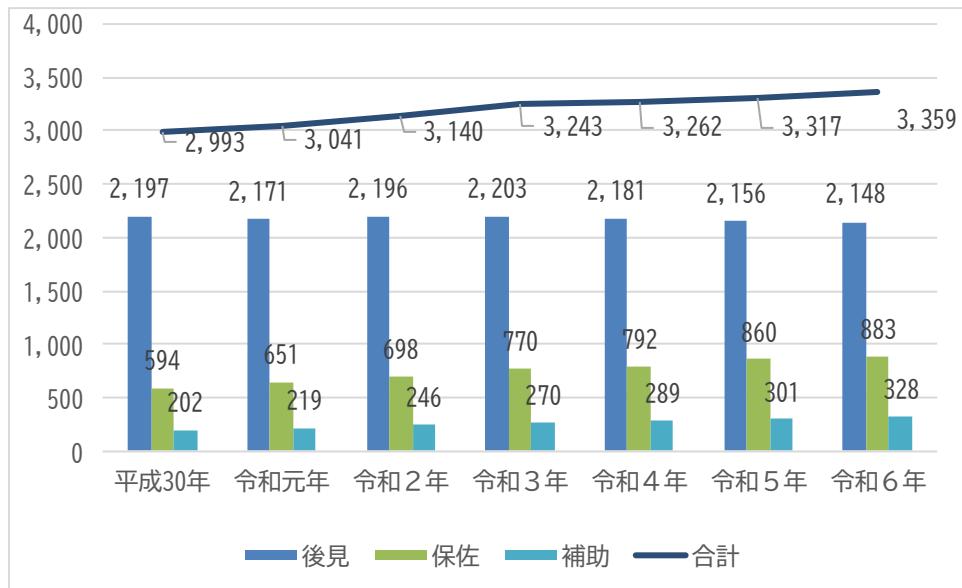
¹⁰ 中核機関：権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことであり、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

10 成年後見制度利用者数

2 大津家庭裁判所が管理している成年後見制度利用者合計数は年々増加しています。

3

4 ■成年後見制度（法定後見制度¹¹）利用者



5 (注) 各年3月31日現在の法定後見制度利用者数

6 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

7 (注) 令和6年12月31日集計時点で大津家庭裁判所（彦根支部、長浜支部及び高島出張所を含む。）が管
8 理している成年後見制度利用者数を集計したものであるが、その数値は大津家庭裁判所統計に基づく概
9 数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

11 サービス評価の状況

12 本県では、平成15年度（2003年度）から、事業者自らがサービスを点検し、サービ
13 スの質を高める健康福祉サービス評価システムに基づいた自己評価の取組を進めてい
14 ます。事業者自らが自己評価を行うことで、今まで気づかなかった課題や改善すべき点
15 を発見し、組織内における問題の共有化を行うことでサービスの質の向上を図ることができます。
16 自己評価の対象は、高齢者、介護保険、障害のある人、児童、救護施設
17 となっており、全ての施設・事業所で取り組まれるよう推進しています。

11 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為等において本人を保護・支援。

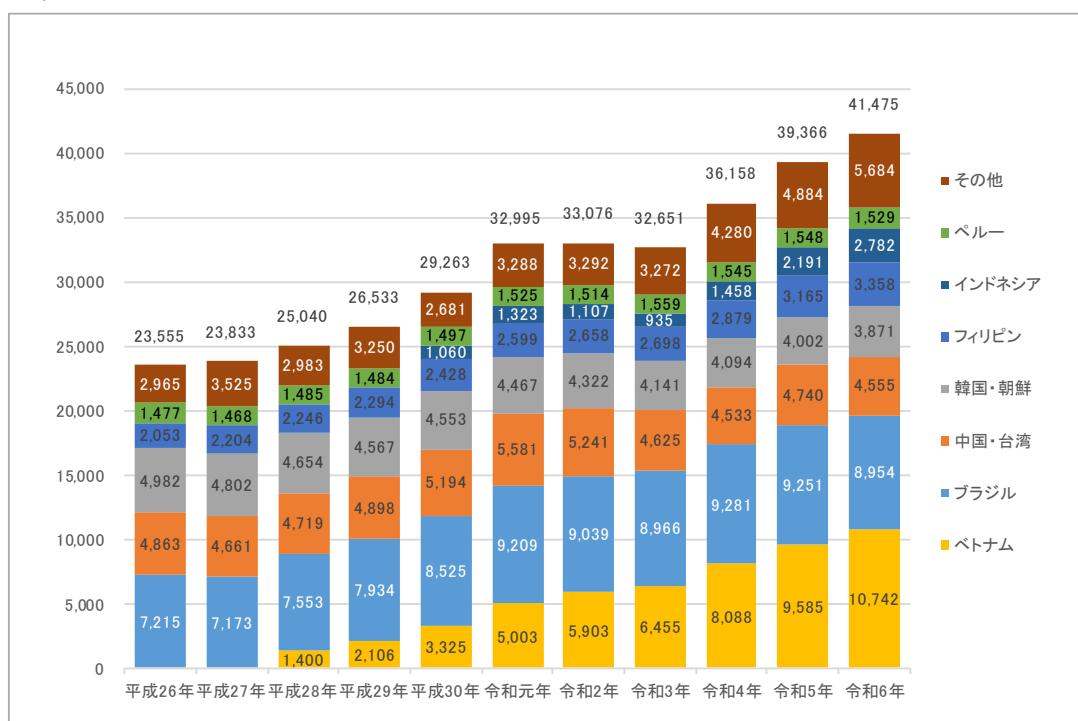
1 ■健康福祉サービス自己評価実施状況



2 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

3 1 2 外国人人口の推移

4 滋賀県の外国人人口は、平成26年（2014年）以降増加傾向が続いており、令和6年
 5 （2024年）12月末時点では41,475人と過去最多となりました。県全体の外国人人口の割合
 6 は2.95%で、県民のおよそ34人に1人が外国人です。国籍別では97の国・地域となりま
 7 した。

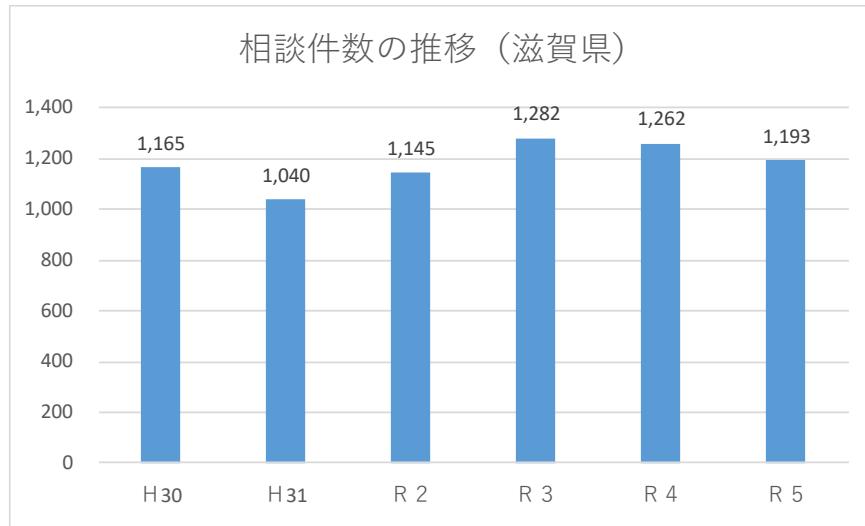


10 (出典) 外国人の住民基本台帳人口調査結果（滋賀県）

1 13 困難な状況にある女性の状況

2 本県の女性相談支援センターにおける相談件数は平成30年度（2018年度）から令
3 和2年度（2020年度）の間、1,000～1,100件台を推移していましたが、令和3年度
4 （2021年度）には1,200件台を超え、令和4年度（2022年度）以降においても高い
5 数値を示しています。

7 ■女性相談支援センターにおける相談件数



8 (注) 婦人保護事業実施報告（厚生労働省）に対する滋賀県の回答状況から作成
9

10 14 無戸籍者数

11 令和5年（2023年）3月10日現在、全国では771人、滋賀県には11人の無戸籍者が
12 おられます。しかし、無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜
13 在的な人数は更に多いとみられ、全国では1万人以上いると思われます。
14



15 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ
16

※各年3月10日現在の人数

1 15 市町地域福祉計画の策定状況

市町名	現計画の策定年度	計画期間
大津市	令和4年度	5年
彦根市	令和4年度	5年
長浜市	令和4年度	5年
近江八幡市	令和4年度	5年
草津市	令和3年度	5年
守山市	令和4年度	4年
栗東市	令和5年度	5年
甲賀市	平成29年度	12年
野洲市	令和3年度	10年
湖南市	令和4年度	5年
高島市	令和4年度	5年
東近江市	令和4年度	5年
米原市	令和6年度	5年
日野町	令和3年度	6年
竜王町	令和5年度	5年
愛荘町	令和7年度	5年
豊郷町	令和6年度	5年
甲良町	令和5年度	5年
多賀町	令和6年度	5年
策定済	19市町	

2 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

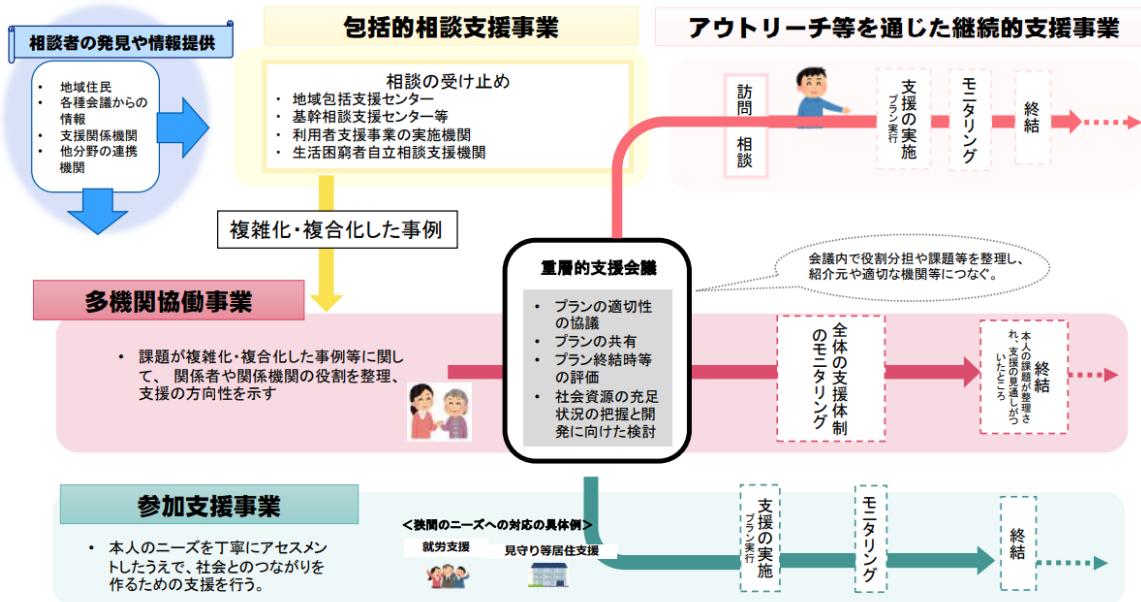
3

4 16 重層的支援体制整備事業

5 福祉分野ごとの相談支援体制の整備は進められてきましたが、複合・複雑的な課題を抱
6 える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では対応できない状況となってい
7 ます。そのため、各分野の市町関係所属、相談支援機関等の連携が今まで以上に必要とな
8 っています。

9 そこで、国は、平成29年（2017年）改正社会福祉法により、市町村は「包括的な支援
10 体制づくり」に努める旨が規定されました。さらに令和2年（2020年）改正社会福祉法で
11 は、市町村に既存の制度を活かしつつ、複合・複雑化した支援ニーズを属性や世代を問わ
12 ず包括的に受け止める仕組みとして「相談支援（包括的な相談支援体制）」「参加支援」「地
13 域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新た
14 に規定され、県内市町でも体制整備が進められてきました。

1 ■重層的支援体制整備事業イメージ図



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

2 (注) 重層的支援体制整備事業資料（厚生労働省）をもとに作成

3

4 ■重層的支援体制整備事業実施状況（令和6年度（2024年度）末時点）

	自治体数
実施自治体	14
移行準備事業 実施自治体	2
未実施自治体	3

5 (注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

6

7

8

9 17 再犯防止に係る状況

10 検挙される人員の約半数が再犯者となっており、令和6年（2024年）においても、本
11 県の刑法犯検挙総数2,397人のうち再犯者数は1,071人で再犯者率は44.7%（全国平
12 均：46.2%）となっています。

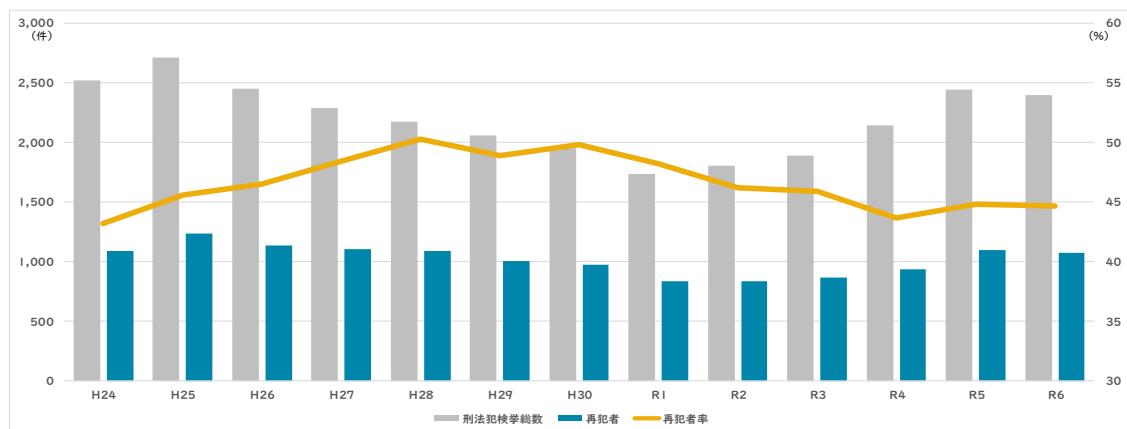
13 また、再犯者数は、減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）以降増加傾向に転
14 じています。

15

1 ■滋賀県における刑法犯検挙者数総数中の再犯者数および再犯者率

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯検挙総数	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146	2,447	2,397
再犯者	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938	1,097	1,071
再犯者率	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7	44.8	44.7

2



3

4

5 ■保護司の充足率の推移(令和7年(2025年)1月1日現在)

	保護司定数	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全国	52,500人	46,358人 (88.3%)	46,705人 (89.0%)	46,956人 (89.4%)	46,584人 (88.7%)	46,043人 (87.7%)
滋賀県	498人	473人 (95.0%)	484人 (97.2%)	488人 (98.0%)	477人 (95.8%)	474人 (95.2%)

6 (注) 法務省の統計による

7

8 18 孤独・孤立の状況

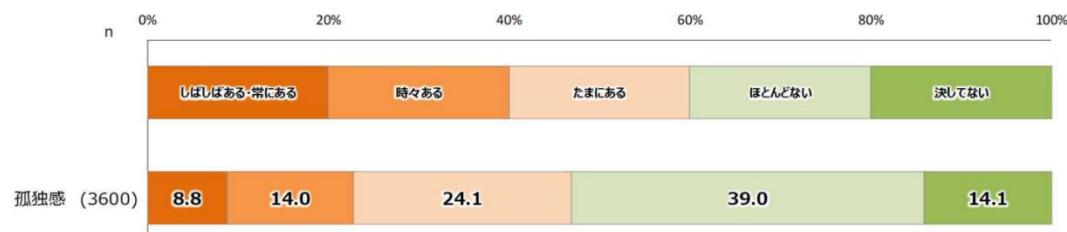
9 令和4年度（2022年度）の「県民の孤独・孤立実態調査」（滋賀県）によると、孤
10 独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は8.8%、「時々ある」が
11 14.0%、「たまにある」が24.1%でした。一方、孤独感が「ほとんどない」と回答し
12 た人の割合は39.0%、「決してない」が14.1%でした。

13 令和6年度（2024年度）の「人々のつながりに関する基礎調査」（内閣府）による
14 と、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」
15 が15.4%、「たまにある」が19.6%でした。一方、孤独感が「ほとんどない」と回答
16 した人の割合は40.6%、「決してない」が18.4%でした。

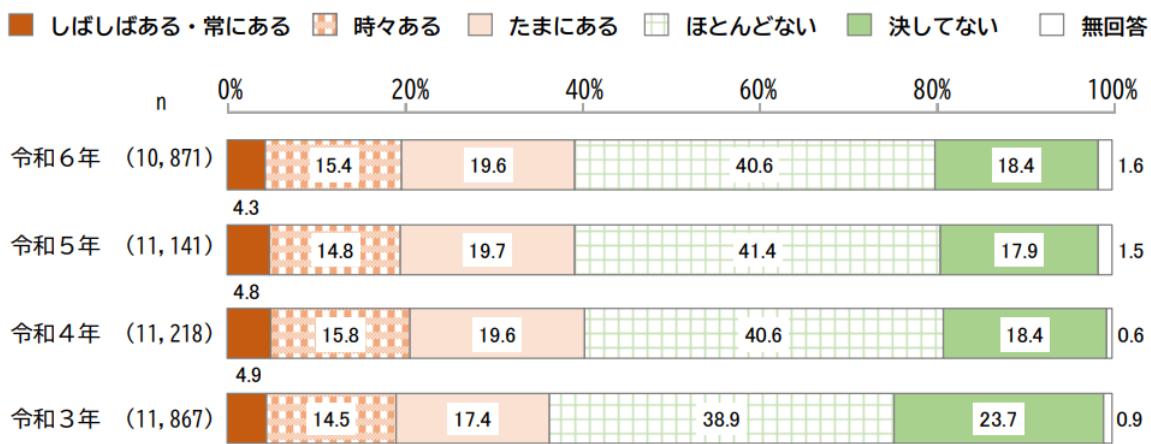
17

18

■孤独の状況



(出典) 滋賀県版 人々のつながりに関する基礎調査(令和4年)(滋賀県)

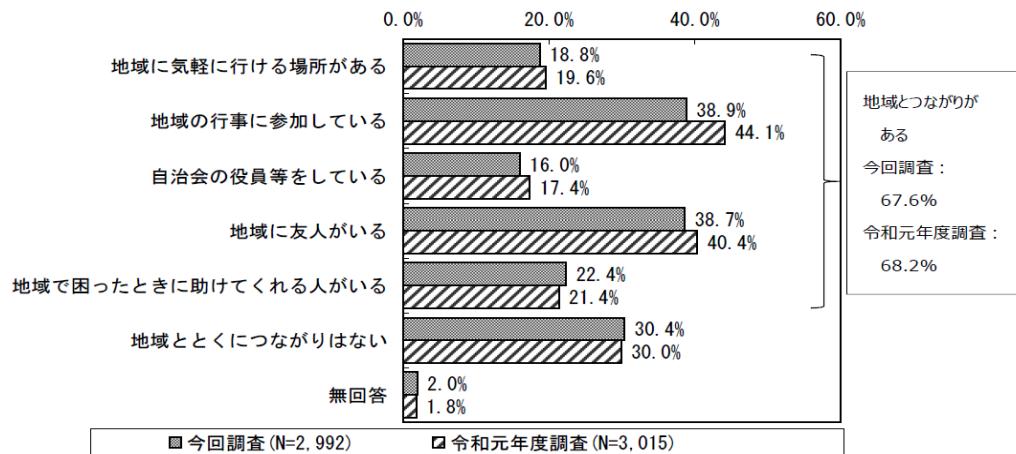


(出典) 人々のつながりに関する基礎調査(令和5年)(内閣府)

19 地域におけるつながりの状況

令和4年度(2022年度)の滋賀の医療福祉に関する県民意識調査によると、地域におけるつながりについては「地域の行事に参加している」が38.9%で最も多く、「地域に友人がいる」(38.7%)、「地域で困った時に助けてくれる人がいる」(22.4%)などとなる一方で、「地域とくにつながりがない」も30.4%となりました。コロナ禍前の令和元年度(2019年度)調査と比較すると、「地域の行事に参加している」が5.2ポイントと顕著に減少していますが、それ以外は2ポイント以内の微減にとどまっています。

1 ■地域とのつながりの状況



※集約『地域とつながりがある』は全体から「地域ととくにつながりはない」、「無回答」の割合を除いたもの、以下同じ

2 (出典) 令和4年度(2022年度)滋賀の医療福祉に関する県民意識調査(滋賀県)

3

4

5 20 福祉人材育成の状況

6 本県では、複雑・複合化する課題に気づき、対応できる福祉従事者の裾野を広げるため、新任者から管理職までの階層別に、令和4年度(2022年度)より「滋賀の福祉人研修」を実施しており、令和6年度(2024年度)末までに、延べ581名が修了しました。

7 また、制度や分野の狭間を越境し、複合・複雑化した地域生活課題の解決の一翼を担えるよう、滋賀の福祉人が一段の高みを目指して成長できる学びの場として、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が令和3年(2021年)10月に「えにしアカデミー」を開學し、令和7年(2025年)10月時点において、延べ57名が修了しました。また、令和6年度(2024年度)には、えにしアカデミー修了者を中心に、21事業所において、えにしアカデミーでの学びを生かした事業所や地域での人材育成や実践活動が行われました。

8

9 ■滋賀の福祉人研修実施回数および修了者数

	令和4年度 実施回数 (修了者数)	令和5年度 実施回数 (修了者数)	令和6年度 実施回数 (修了者数)
新任期研修	2回(97人)	3回(96人)	2回(55人)
中堅期研修	1回(52人)	1回(63人)	1回(41人)
チームリーダー研修	1回(29人)	1回(37人)	1回(39人)
管理職研修	1回(29人)	1回(19人)	1回(24人)

10

11

第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）

滋賀県の人口は、全国の状況に比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、平成 25 年（2013 年）をピークに、近年は人口減少に転じています。また、高齢者人口は団塊の世代の高齢化、平均寿命が伸びたことなどから、増加し続けています。さらに合計特殊出生率は、平成 15 年（2003 年）を底に、一時改善傾向が見られたものの、再び低下傾向となり、令和 5 年度（2023 年度）には過去最低の 1.38 となりました。

少子高齢化・人口減少社会は、経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、生活の基盤としての地域社会の持続可能性を高めることが必要です。

そのため、県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、世帯数の増減の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。

これまでの取組により、高齢、障害、子ども、生活困窮等の支援制度は充実してきましたが、少子高齢化、地域とのつながりの希薄化・孤立化、身寄りのない高齢者の増加等、既存の制度では対応しきれない地域生活課題は顕在化しており、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。また、「だれ一人取り残さない」環境づくりを進めていくためには、令和 6 年（2024 年）の能登半島地震の教訓等も踏まえて、災害発生時等における要配慮者等への支援体制の整備も必要となっています。

さらに、「つながり、支え合う」地域づくりを推進していくため、社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等のあらゆる主体の参画と協働が必要となっています。

また、戦後、その時々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぐとともに、多様化する地域の困りごとに対応できる専門的な知識・技能を持った人材の確保と資質の向上に加え、その人材が地域で活動できる環境整備を進めることで、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築・充実」を目指していきます。

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが¹²」の実現
すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉¹³」による共生社会の構築・充実

◆全体指標

	策定時(基準)の考え方	策定時(基準)	目標値
共生社会になっていると感じる人の割合	現行計画期間(R4～R7)の平均値	35.0%	37.7%を超える

※目標値は、滋賀県基本構想実施計画政策目標等に準じて設定。

(出典) 滋賀県政世論調査

◆補助指標

	策定時(基準)の考え方	策定時(基準)	目標値
滋賀に住み続けたいと思う人の割合	現行計画期間(R4～R7)の平均値	76.1%	77.0%を超える

※目標値は、滋賀県基本構想実施計画政策目標等に準じて設定。

(出典) 滋賀県政世論調査

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
健康寿命(日常生活が自立している期間の平均)	レイカディア滋賀高齢者福祉プランに準じる	【R3】男性 81.19 歳 女性 84.83 歳	延伸

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
子ども・若者が感じる幸せの度合い	淡海子ども・若者プランに準じる	—	R7 比で上昇

¹² 健康しが：「ひとの健康」「社会・経済の健康」「自然の健康」の全てが充足し、またこれら全てが複合的・有機的に連動して実現するもの

¹³ 地域福祉：家族、近隣の人びと、知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、地域社会の一員として、安全で安心したくらしを送ることができるような状態を公私協働でつくっていくこと

1 2 基本方針

2 共生社会の構築・充実に向けて、本計画が掲げる基本方針は以下のとおりです。

基本方針 I

支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、
「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

滋賀県社会福祉協議会をはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度の狭間を放置しない地域福祉の実践に取り組むとともに、新たな公的サービスの仕組みを構築します。

3 地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、生活を送る上で発生する様々な課題を解決するため、高齢者や障害のある人、子育て世帯等が、それぞれの状況に応じて、多様な福祉サービスを適切に活用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりが必要です。

7
8 また、誰もが必要な福祉の制度やサービスを知り、可能な限り本人自らの意思決定できる環境で、本人の意思が十分に尊重された適切な支援を受けることができる環境整備を進める必要があります。

11
12 さらに、複合・複雑化する地域生活課題を解決するためには、必要な専門的知識や社会的な資源の確保に努めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、地域団体、企業、行政等あらゆる主体が参画し、一体的、包括的に支援できる体制が必要です。

16
17 災害時においては、令和6年（2024年）の能登半島地震での状況から、高齢者・障害のある人・子ども・妊産婦等の要配慮者を中心とした福祉的支援のニーズに対応するための体制の充実を図る必要性や、平時からの福祉的支援の重要性が認識されています。令和7年（2025年）6月には災害救助法が改正され、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことなども受け、本県の災害時における福祉支援体制を充実させていく必要があります。

23
24 行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民、社会福祉協議会やその他社会福祉法人等とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービスとしてつくっていくことが必要です。

1 ◆指標

	策定時(基準)の考え方	策定時(基準)	目標値
必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合	現行計画期間(R4～R7)の平均値	46.4%	47.3%を超える

2 ※目標値は、滋賀県基本構想実施計画政策目標等に準じて設定。

3 (出典) 滋賀県政世論調査

4

5 ◆補助指標

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
包括的な支援体制の整備にかかる研修会等の開催	—	【R6】3回 【R7】1回	毎年2回

6

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
DWAT チーム員数	—	302 名	400 名

7

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進(権利擁護支援)に関する取組方針	【R6】 利用促進協議会等の開催、市町担当者向け実務研修、市町等からの専門相談対応窓口の設置、担い手確保に向けた研修の実施	継続実施

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

基本方針Ⅱ

地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」 地域づくりの推進

地域生活課題を抱える地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、つながり、支え、支えられるという支え合いの関係を社会の中で仕組みとしてつくっていくことを目指します。

1 近年、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの福祉制度は充実する一方で、少
2 子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者のみ世帯や身寄
3 りのない高齢者の増加、さらにはダブルケアやヤングケアラーなど、既存の制度では対
4 応しきれない地域生活課題が顕在化しています。

5
6 また、地域福祉の担い手不足や、不確実性が高まる国際情勢などに起因する物価高騰
7 により、課題を抱える人・世帯の増加や様々な課題が顕在化、深刻化しています。

8
9 こうした状況を踏まえ、誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現
10 向け、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例や滋賀県子ども基本条例の理念と
11 内容について、県民への周知と理解を進めることにより、多様な価値観を認め合い、つ
12 ながり、支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。

13
14 また、県民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていくため、
15 罪を犯し、生きづらさのある人が、再び犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていく
16 くことができるよう、地域の関係機関・団体がネットワークをつくり、立ち直り支援の
17 ための連携を図ることを目指した「滋賀KANAMEプロジェクト」などの取組を県全
18 体に広げていくことも必要となっています。

19
20 今後、人口減少が避けられない中で、地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にある
21 ことから、改めて地域福祉を社会福祉施策の中心として位置付け、年齢や性別・国籍等
22 に関わらず、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって
23 取り組むことが必要です。

24
25

1 ◆指標

	策定時(基準)の考え方	策定時(基準)	目標値
地域とのつながりが維持されていると感じる人の割合	現行計画期間(R4～R7)の平均値	48.4%	55.9%を超える

2 ※目標値は、滋賀県基本構想実施計画政策目標等に準じて設定。

3 (出典) 滋賀県政世論調査

4

5 ◆補助指標

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
レイカディア大学卒業生のうち地域活動を行っている人の割合(卒業後3年以内)	レイカディア滋賀高齢者福祉プランに準じる	【R5】88.1%	95%

6

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
農業と福祉との連携による新たな取組件数(累計)	滋賀県障害者プランに準じる	【R4】76 件	100 件

7

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり事業におけるアドバイザー派遣および活動報告会等の開催	—	【R6】 アドバイザー派遣 43 件 活動報告会 3回	アドバイザー派遣 30 件 活動報告会 3回

8

9

10

11

12

13

14

基本方針Ⅲ

教育機関・事業所・地域住民等との協働で取り組む、
「滋賀の福祉人」づくりおよび活動の推進

1 地域の多様な困りごとについて、専門的知識、経験、技能を持った福祉事業
2 関係者の資質の向上を図るとともに、福祉分野別の支援だけでなく、複合・複
3 雜化する地域生活課題に対応ができる人材の育成を支援、活動を推進します。

4
5 地域福祉を支えるのは人の力であり、福祉の人材の確保、育成は地域福祉の推進にあ
6 たり大変重要なことです。このため、高い人権意識と専門的な知識・技能を持った人材
7 の確保および資質の向上に積極的に取り組む必要があります。

8
9 また、確保および育成とともに人材の定着も一体的に取り組む必要があり、特に地域
10 福祉を支える支援者に対する支援の充実や業務負担の軽減などの取組を進め、人材の活
11 動を推進するとともに、福祉に携わることの魅力ややりがいを積極的に発信していく必
12 要があります。

13
14 福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応で
15 きるよう、複合・複雑化する支援ニーズに気づき、断らない支援を実践できる福祉人材
16 の育成やその人材が職場や地域で活躍できる環境整備も大切です。

17
18 また、福祉の人材の育成には、幼少期から福祉の心を育てることが大切であり、福祉
19 を支える基盤となる人材を育成するために、教育分野との多様な連携に努めることが重
20 要です。

1 ◆指標

	策定時(基準)の考え方	策定時(基準)	目標値
滋賀の福祉人研修の受講者数の増加	令和6年度までの実績計	582人	1,800人

2 ※目標値は、滋賀県基本構想実施計画政策目標等に準じて設定。

3

4 ◆補助指標

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
介護職員数	レイカディア滋賀高齢者福祉プランに準じる	【R4】20,549人	22,300人

5

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
採用率・離職率(訪問介護員・介護職員)	レイカディア滋賀高齢者福祉プランに準じる	【R2～R4の平均】採用率 20.0% 離職率 15.9%	採用率の上昇 離職率の低下

6 ※R4は県内66事業所における状況

7

	策定時(基準)・目標値の考え方	策定時(基準)	目標値
「滋賀の福祉」実践推進事業所推奨事業の推奨事業所数	—	【R6】14事業所 (毎年度5事業所)	39事業所

8

9

第5章 今後取り組むべき重点事項

1 地域福祉をめぐる課題等

- ・重層的支援体制整備事業を実施する市町は増加していますが、地域住民等と支援関係機関が協力し、住民の地域生活課題の解決に資する支援が提供される包括的な支援体制の整備状況については、自治体間や自治体内でも対応にバラツキがあります。
- ・身寄りのない高齢者や判断能力が不十分な人などが人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく自立した生活を送ることができる環境の整備が必要となっています。
- ・能登半島地震の教訓等から、災害発生時における要配慮者に対する福祉的支援の充実が求められています。
- ・地域福祉を推進するためには、専門的な知識・技能を持った福祉人材の確保と資質向上が重要であるとともに、その人材が地域で定着し、活動できるような環境整備が必要となっています。

2 重点的に取り組む事項

地域福祉を取り巻く課題等から、次の4つの事項について特に重点的に取り組みます。

(1) 包括的・重層的支援体制の推進

市町における複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）の整備を継続して支援します。

(2) 権利擁護支援の推進

可能な限り本人自ら意思決定できる環境で、本人の意思が十分に尊重された適切な支援が受けられる環境整備を推進します。

(3) 災害時の福祉支援体制整備の推進

災害時に要配慮者が避難しやすい環境整備や福祉支援体制の整備を推進します。

(4) 福祉人材の育成・確保・定着

複合・複雑化する地域生活課題に対応できる専門的知識、経験、技能を持った福祉人材の育成支援と地域での活動を推進します。

第6章 取組の内容

I 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 様々な生きづらさがある本人および世帯などへの総合的な対応の推進

○近年、社会・経済状況の変化により、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーと生活困窮など、1つの世帯のなかで複数の問題が絡み合った複合・複雑化した事案や、「制度の狭間」のニーズへの対応が求められています。

○高齢者、障害のある人、子ども・若者、子育て世帯、生活困窮者をはじめとして、誰もが何かで困ったときに、相談でき、助けてもらえる場所や人があり、助けてもらうことへの申し訳なさや後ろめたさ、ためらいや気後れを感じなくてもよい、安心して助けてもらえる社会づくりが求められています。

(2) 災害・新興感染症発生時の支援体制の構築

○発災時に支援が必要な人に支援が円滑に届くよう、また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域住民等が相互に連携して対応でき、また、行政や専門職、ボランティア、NPO等が連携できるネットワークを構築し、発災時に迅速かつ的確な支援活動を展開できる体制を整備する必要があります。

○新興感染症の流行時においても、介護などの福祉サービスが必要な人に必要なサービスが提供されるよう社会福祉施設等の対応力を強化する必要があります。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

○災害時には、高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難先での生活、介護支援等においてきめ細かな配慮が必要です。

○また、自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、円滑かつ安全に避難できるよう、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制を整備することが必要です。

(4) 権利擁護支援の推進

○一人の人としての尊厳を誰もが尊重され、安心して生活することができ、社会に参加し、活動を行い、自己実現できる機会を保障する地域や社会をつくることが地域福祉の課題の一つです。

○単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予想されるなか、財産管理や日常生活にかかる契約等の行為といった成年後見人等が提供する支援は今後、さらに必要となってきます。

○国の地域共生社会の在り方検討会議においては、身寄りのない高齢者等への対応にかかる検討が進められており、それらの状況も踏まえつつ、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援ができる体制の構築を進めていくことが必要となっています。

(5) 苦情解決の仕組み

○利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決は重要な課題となっています。

○社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めることされています。

【施策の方向性】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

○必要な支援や福祉サービスにつながりにくくなっている人を早期に発見し、必要な支援や福祉サービスに結び付けていけるよう関係機関のネットワーク構築や地域住民の支え合いなどの仕組みづくりを進めます。

○支援を必要としている本人や世帯などが抱える課題が深刻化し、解決が困難になる前に支援につながることができるよう、市町が取り組む包括的な支援体制の整備を支援し、属性や世代を問わない支援体制の構築・充実を進めます。

○罪を犯した人等の中には、必要な福祉的な支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず社会参加を目指せる人もいます。罪を犯すに至った背景や生きづらさに寄り添い、犯罪が選択肢とならないような社会環境を目指します。

(2) 災害・新興感染症発生時の支援体制の構築

○自然災害や新興感染症発生時に、支援が必要な人に円滑に支援を届けられるよう、要配慮者への福祉支援体制整備やボランティア体制づくり等を進めます。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

○要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者名簿の整備や災害時の個別避難計画の策定支援、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や環境整備を図り、実効性のある避難となるよう訓練等を実施します。

(4) 権利擁護支援の推進

○権利擁護への地域住民の理解を深め、権利侵害の未然防止・早期発見を図る周知啓発や、権利擁護事業を実施する社会福祉協議会への運営支援を行います。

○各市町・圏域の実情を尊重しつつ、県内全域で権利擁護支援の取組が進むよう、専門職団体や当事者団体を含む関係者間の連携促進を図ります。

○身寄りのない高齢者や判断能力が不十分な人の地域生活を支える支援策について、国の動向を注視しつつ、社会福祉協議会などの関係機関と検討を進めます。

(5) 苦情解決の仕組み

○福祉サービス利用者が苦情を申し出しやすく、苦情が迅速に解決されるよう支援します。

1 【具体的施策】

2 (1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の
3 推進

4 次に示すような地域における様々な生きづらさに対し、県および市町、事業者等と
5 連携しながら各取組の推進および支援を行います。

6 また、市町が取り組む地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない
7 包括的な支援体制の整備の支援をすることで、支援を必要とする方が必要な支援を利
8 用できる環境づくりを推進します。

9 ① 高齢者・認知症の人

10 ア 高齢者

11 ・老人クラブなどの地域団体やNPO、企業など様々な主体が「つながる」という視
12 点をもち、連携・協働を進めるとともに、各主体が持つ特色を生かしあうことで、
13 活発な活動が展開されるよう支援します。

14 ・高齢者がそれぞれの状態に応じて必要な支援を受けられるよう、市町が取り組む介
15 護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実や、住民主体の通いの場づくりな
16 どの取組を推進します。

17 ・高齢者の暮らしの安全・安心を守るとともに、高齢になっても移動しやすい社会基
18 盤の整備や、地域での助け合いによる移動支援を進めます。

19 ・高齢者虐待防止のさらなる推進に向けて、市町等関係機関と情報共有を行い、虐待
20 につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。

21 ・介護する家族等を、その人自身の生活の質の維持・向上させるという視点をもった
22 支援として、介護者支援の観点を盛り込んだ専門職種に対する研修の実施や、介護
23 者の仕事と介護の両立を図るために企業向けの周知啓発、専門職の派遣等を行いま
24 す。

コラム1 地域福祉の実践 買い物支援（NPO 法人おおたき里づくりネットワーク）

当団体では、ご自宅から最寄りのスーパー・マーケットまで送迎する「買い物支援」を毎月2回実施しています。運転は、安全講習を受講した地域おこし協力隊員と地域住民が担当しています。現在、主に自動車免許をお持ちでない高齢の方10名が登録しており、1回の利用料金は100円です。

買い物の日を心待ちにしている方も多く、車内では会話が弾み、和やかな時間となっています。利用者の皆さまから「いつもありがとうございます」という言葉が、私たちの大きな励みとなっています。



- 1
2 イ 認知症の人
3 ・認知症の正しい知識と理解のもとでの適切な対応の普及啓発を図ります。
4 ・認知症の人や家族等が、住み慣れた地域で、自らの意思により生活し続けることの
5 できるまちづくりや支え合いの仕組みづくりなどを、産学官民連携などにより推進
6 します。
7 ・認知症を発症しても、社会の一員として社会参加ができ、希望をもって日常生活を
8 送ることができる地域づくりを目指し、地域住民の支え合い活動を推進し、家族や
9 介護者等の負担軽減を図ります。
10 ・認知症の症状・状態に応じた適切な支援が途切れることなく受けられるための医
11 療・介護等の従事者の対応力の向上と、連携体制の強化を図ります。
12 ・生涯を通じた健康づくりや介護予防、リハビリテーション等の専門職と連携などに
13 よる認知機能低下の予防や認知症発症リスクの低減、早期発見につながる取組を進
14 めます。
15 ・これらの取組の推進にあたっては、本人やその家族等、当事者の声を聴きながら進
16 めます。
17
18 ② 障害のある人
19 ア 障害のある人
20 ・誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別
21 のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害理解や
22 心のバリアフリーの推進を図ります
23 ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防
24 止等を図るため、関係機関と事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行
25 う市町の取組を支援します。

- 1 · 在宅の障害のある人はもとより、障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行
2 する人や、支えてくれる家族亡き後も障害のある人が地域で安心して暮らすことが
3 できるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活
4 支援サービス等の充実（体制整備、人材育成、確保）を進めます。
- 5 · 保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 6 · 高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービス
7 および介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害
8 者自立支援協議会行政部会において介護保険と障害福祉サービスの併用や利用調整
9 等に関する県と市町の情報共有等を行うことにより、障害分野と高齢分野の連携
10 促進を図ります。
- 11 · 市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と
12 市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充
13 実を進めます。
- 14 · 企業において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高
15 齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促
16 進のための周知、啓発を進めます。
- 17 · 農業者と福祉事業所との農業作業委託等に係るマッチングへのサポートや、就労や
18 体験の場を生み出すことにより、農業法人や農業分野における障害のある人等と地
19 域社会のつながりづくりを進めます。
- 20 · 介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよ
う、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進め
21 ます。
- 22
- 23

コラム2 地域福祉の実践 障がい特性の擬似体験『びわこ☆めだか隊』の取組

(公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会)

見た目ではわかりにくい知的・発達障がい児者を、お友達や地域の人々、関わってくださる方に知っていただきたいとの思いから、2018年に『びわこ☆めだか隊』を発足し、活動を始めました。学校の生徒や先生、民生委員・児童委員、自治体の職員、警察の方などに、障がいの特性を疑似体験していただき、うまく出来ない困り感を感じてもらいます。社会全体でお互いの「違い」を認め合うことで誰もが安心して暮らしていくける共生社会となることを願っています。



イ 医療的ケア児・者、難病者

- ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、支援の充実を図ります。
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児・者の支援体制の充実に努めます。
- ・病院から在宅への移行について切れ目なく支援が受けられるよう、ハイリスク新生児への相談支援の充実等を通じて病院と地域の関係者との連携を進め、また、研修の実施などにより小児在宅医療を担う人材育成・スキルアップを図ります。
- ・難病診療連携拠点病院等の機能の充実・強化を図るとともに、難病医療連携協議会等において研修会を開催するなどし、従事者の資質を向上させることにより、難病の方への医療的支援の充実を図ります。

③ 子ども・若者、子育て世帯

ア 子ども・若者、子育て世帯

- ・子ども施策について、子ども自身が子どもの権利を知って理解する機会を設け、社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもを権利の主体として捉えた、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。
- ・行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達の程度に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。

- 1 ・全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる
2 多くの居場所を持つことができるよう、子ども・若者の視点に立った多様な居場
3 所づくりに取り組みます。
- 4 ・子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚し
5 つつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮でき
6 ることを目指します。
- 7 ・若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立でき
8 るための支援や、高等教育機関等との連携による若者の主体的な活動や社会参画の
9 機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援など、若者のニーズを踏まえ、その
10 希望を叶えるための施策を推進します。
- 11 ・子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若
12 者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成
13 長するための環境を整備します。

14

15 イ 社会的養護を要する子ども

- 16 ・児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育ててい
17 くことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組
18 む意識の醸成を進めます。
- 19 ・保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世
20 帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充によ
り、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。
- 21 ・子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携等により、子ど
22 もへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。
- 23 ・「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における
24 養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進める
25 とともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活
26 用し、里親への包括的な支援を推進します。
- 27 ・児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福
28 祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、
29 就労支援、居場所づくり等を行います。

31

32 ④ 生活困窮者・世帯

33 ア 生活困窮者・世帯

- 34 ・生活困窮者からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた
35 支援を実施します。
- 36 ・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携

- し、包括的な支援を行います。
- ・複合・複雑化する地域生活課題を抱える生活困窮者に対し、相談支援を実施します。
 - ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。
 - ・支援の必要な方を早期から把握し支援することができるよう、市町、自立相談支援機関と連携し、制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域総合センターなどによる相談事業と連携を図っていきます。

コラム3 地域福祉の実践（公益財団法人滋賀県人権センター）

現在、調整中です。

- イ 経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯
- ・学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。
 - ・ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望がかなうよう企業に対するひとり親への理解促進を図ります。
 - ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。[再掲]

1 ⑤ 困難な問題を抱える女性

- 2 ・早期把握として、適切な支援が実施できるよう合同研修等を開催し、相談員間・
3 関係機関の更なる連携を図るとともに、学校等において性に関する正しい知識の
4 啓発、健康教育を実施します。
- 5 ・居場所づくりとして、子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物
6 資支援などを行う民間団体等の取組を支援します。
- 7 ・相談支援として、単独での女性相談支援員の配置が難しい市町のバックアップや
8 広域的な支援を図るため、県施設等における女性相談支援員の配置先の拡大を検
9 討します。
- 10 ・一時保護として、支援対象者の多様なニーズに応じるため、一時保護所において
11 余暇活動の充実や生活環境の改善を図ります。
- 12 ・被害回復支援として、女性相談支援員に対して、精神科医や臨床心理士によるス
13 ーパービジョンを定期的に実施し、専門的な助言を行うことによって、支援の質
14 の向上を図ります。
- 15 ・生活支援として、一時保護等のあとの中長期的な支援体制の確保を目的として、
16 民間団体等との連携を含め女性自立支援施設の今後の在り方について検討を行
17 います。
- 18 ・同伴児童への支援として、DVのある家庭環境などさまざまな背景を有する同伴
19 児童については、情緒面・行動面・発達面等への影響もあることから、心理療法
20 を担当する職員と連携しながら支援します。
- 21 ・自立支援・アフターケアとして、地域社会での生活を目指し、母子家庭等就業・
22 自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、個々の状況に応じた自
23 立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。

25 ⑥ 食の確保に課題を抱える人・世帯

- 26 ・貧困、災害等により、必要な食べ物を十分に入手することができない人・世帯へ地
27 域等から寄せられた食料、未利用食品等を提供するための活動が円滑に行われるよ
28 う、事業者やフードバンク¹⁴活動団体、子ども食堂、地域住民、社会福祉協議会、
29 市町など関係相互の連携強化を図ります。

31 ⑦ 住まいの確保に配慮が必要な人

- 32 ・県営住宅において、本来入居すべき低所得者である住宅困窮者の入居機会が阻害さ
33 れないよう、的確に入居審査や入居の承継に係る確認を行うとともに、住宅困窮者
34 の世帯状況等に配慮した入居要件の設定、住戸の確保、入居選考等を適正に実施し

¹⁴ フードバンク：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動およびその活動を行う団体のこと。

ます。今後も必要に応じて入居要件の見直しを行うとともに、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定が図られるよう取り組んでいきます。

- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、障害のある人、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について、住宅部局と福祉部局が連携した取組を進めます。
- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者¹⁵が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティーネット住宅)や入居中の生活支援を組み合わせた賃貸住宅(居住サポート住宅)の登録を促進します。

⑧ 就労に向けた支援が必要な人

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・就労支援が必要な貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。
- ・しがジョブパークにおいて、滋賀労働局と連携し、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、シニアジョブステーション滋賀において、滋賀労働局と連携し、求職者に対し、個別相談から求人情報提供および 職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターと連携して、働く意欲のある障害者の就労支援や企業・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークづくりを進めます。
- ・すべての県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。

¹⁵ 住居確保要支援者：「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者・LGBT・UIJターンによる転入者・妊娠・被災地からの避難者（発災後3年以内）

⑨ ひきこもり状態にある人とその家族

- ・高等学校へ進学した児童生徒（入学予定者および中途退学者等を含む。）のうち、特別な支援を必要とする者が、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、学校と地域支援機関の連携による支援の取組をさらに進め、県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整えます。
- ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進を進めます。
- ・ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、ひきこもり支援センターに医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・不登校の状態にある子どもについては、教育、福祉、医療、地域等が連携し、子どもや保護者に対して必要な支援に取り組みます。
- ・学校をはじめ、教育支援センター・社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保を図ります。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発を進めます。
- ・ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問などアウトリーチを促進していきます。
- ・支援につながらないまま長期化・複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。

コラム4 地域福祉の実践 ひきこもり支援の取組（社会福祉法人さわらび福祉会）

2015年に始まった、甲賀・湖南ひきこもり支援奏（かなで）は、人と出会うのがしんどい、子どもが何年もひきこもっていて…様々な悩みに訪問や個別支援を柱に寄り添いを続けてきました。

そして今、滋賀県社会福祉協議会がまとめた、ひきこもり支援資源マップには県内の多様な支援が紹介されています。

活動内容は相談、ゲーム、茶話会、手芸、パソコン、農業、女子会…そして居酒屋まで、思わず立ち寄りたくなります。あなたの周りには誰かが寄り添っているのかもしれません。



1
2 ⑩ 希死者、自殺未遂者とその家族

- 3 ・自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対
4 策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特
5 性に応じた具体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。
- 6 ・自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市
7 町、警察、消防との連携強化を図り、継続的かつ包括的な支援体制を構築し、対応
8 の充実を図ります。
- 9 ・こころに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面など
10 による相談窓口を設け、孤立させない体制を作るとともに、これら相談窓口の周知
11 を行います。

12
13 ⑪ アルコール等依存者

- 14 ・精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、相
15 談・支援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。
- 16 ・県立精神医療センターが依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核とな
17 り、地域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。
- 18 ・滋賀県依存症関係機関連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、
19 分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、依存症対策の推進に取り組みま
20 す。

21
22 ⑫ 自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人

23 ア SOSが出せない人、孤立しがちな人

- 24 ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい
25 状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう普及啓発
26 を進めます。[再掲]
- 27 ・子育て家庭、介護者等が感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来
28 るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスに
29 つなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。
- 30 ・多頭飼育問題¹⁶の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行
31 えるよう動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進めます。
- 32 ・民生委員・児童委員や保護司等を含むボランティアなどによる地域の見守りや困り

¹⁶ 多頭飼育問題：飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えた際に、単に動物の健康状態のみならず、飼い主の生活環境や周辺環境の悪化を引き起こすこと。
多頭飼育の問題を引き起こす背景として、環境省調査では、健康上の問題や経済的な困窮等の困難を抱えている事例が多数報告されている。

ごとの相談、様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。

イ ヤングケアラーとその家族

- 各市町における包括的な支援体制の整備への支援等を通じ、本人およびその世帯を支えられるよう努めます。
- ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、県民への啓発等を行います。
- ヤングケアラーを早期に把握し、円滑な支援につなげるため、教育、福祉、医療等の関係機関の職員や地域における支援者等を対象に、ヤングケアラーへの理解促進や多機関連携による支援に向けた研修等を実施します。
- ヤングケアラーへの相談支援体制の整備や、その家庭への適切な保健福祉サービスの提供等による支援の充実を図ります。

⑬ 犯罪被害者等¹⁸

- 犯罪被害者等が平穏な生活へ復帰できるよう、総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実や、深刻な犯罪被害からの回復支援に取り組みます。
- 犯罪被害者等を支える社会を形成するため、犯罪被害者等についての県民理解の促進や民間被害者支援団体との連携強化と支援に取り組みます。

⑭ 罪を犯した人等

- 犯罪や非行に至った背景や生きづらさに寄り添い、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援を実施し、地域での自立した生活を支援します。
- 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院）出所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施するとともに、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して支援することにより、社会復帰および地域生活への定着を進めます。
- 刑事司法、更生保護関係者だけではなく、保護司を始め福祉、就労、医療などの関係者や関係機関・団体がネットワークをつくり、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀KANAMEプロジェクト」等、地域全体で罪を犯した人の立ち直りを支援していく仕組みづくりを支援します。

¹⁸ 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族。

- 1 · 犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の
2 更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない
3 地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司、更生保
4 護女性会およびBBS会¹⁹などの関係機関との連携のもと推進します。
- 5 · 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に
6 関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議
7 を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な
8 支援を効果的に進めます。

9

コラム5 地域福祉の実践 滋賀 KANAME プロジェクト

(更生保護法人滋賀県更生保護事業協会)

犯罪や非行をした人たちが刑務所等を出所した後、再び罪を犯すことなく、また社会で孤立することなくもう一度人生をやり直すためには、地域の様々な人々が寄り添い支えていくことが重要です。

滋賀 KANAME プロジェクトは、福祉、医療、教育、就労などの分野において、保護司や特定の機関だけでなく、様々な団体や企業、地域ボランティア等が手を取りあい情報を共有し、相互に協働して活動ができるようなネットワークづくりを進めています。「ありがとう」という言葉が、私たちの大いな励みとなっています。



10

⑯ 戸籍のない人

- 11 · 出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、
12 福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげるよう取り組みます。

13

⑰ 外国にルーツを持つ人・世帯・子どもたち

- 14 · すべての県民が安心して生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉など社会
15 保障に関する情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供することに努めます。
16 · 外国人を含め誰もが地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所
17 や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

18

¹⁹ BBS会：Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

1 ・すべての県民等が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、
2 就労制限のない外国人を対象とした職業能力開発の機会の提供に努めます。[再掲]
3

4 **(17) 性的指向・性自認に関して配慮が必要な人**

- 5 ・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性的指
6 向・性自認などの性の多様性に関する県民の理解の増進を図るため、教育・啓発等
7 に取り組みます。
- 8 ・学校においては、自身の性的指向・性自認に関して悩みを抱える児童生徒に対して
9 きめ細かな対応が必要なため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援等の取組を進
10 めます。
- 11 ・「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」における連携体制の構築等を推進するとともに、「パートナーシップ宣誓制度」の導入等により市町と連携を図りながら、相
12 談体制の整備や当事者支援の取組等を推進します。

13

14 **(2) 災害・新興感染症²⁰発生時の支援体制の構築**

15 ① 災害時の福祉支援体制整備の推進

- 16 ・能登半島地震では、災害発生後に在宅福祉サービスが停止したことで、要配慮者の
17 家族の負担が大きくなつたことに加え、認知症や生活機能低下の進行に拍車がかか
18 って災害関連死につながつた可能性も指摘されていることから、避難生活から安定
19 的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣
20 福祉チーム（しがDWAT）を含む福祉支援体制の整備を進めます。
- 21 ・災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協
22 議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町の災害
23 ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域
24 での専門ボランティア団体等との連携・活動体制および資機材等、災害ボランティ
25 ア活動の環境整備を進めます。
- 26 ・土砂撤去や避難所運営支援等の専門的な技能を持つボランティア団体等を円滑に
27 受け入れができるよう、災害中間支援組織を設置し、訓練等を行い、実効性
28 の向上を図ります。
- 29 ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター²¹等の人材養
30 成を支援します。
- 31 ・医療福祉拠点の整備により、災害に備えて平常時から多職種間連携を密にし、災害
32 発生時には、関係団体と緊密に連携して対応します。

33

34

²⁰ 新興感染症：新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

²¹ 災害ボランティアコーディネーター：大規模な災害時に被災地の支援ニーズとボランティアの希望を結び付け、円滑なボランティア活動を実現する調整役。

1 ② 新興感染症発生時の福祉支援体制整備の推進

- 2 ・新興感染症のまん延時においても、平時から施設や自宅で利用している福祉サービ
3 スが継続して受けられる体制を整備します。
- 4 ・新興感染症に対する社会福祉施設等の対応力を強化するため、人材育成や相談ネット
5 ワークの構築など、施設内の感染対策を支援および推進していくためのプラット
6 フォームを設置します。
- 7 ・平時および新興感染症の流行時において、高齢者施設および障害者支援施設における
8 自立的な感染対策の実践を推進する人材を養成することおよび県内および地域
9 における関係施設、保健所および専門家等による相互支援（ネットワーク）を推進
10 していきます。
- 11 ・新興感染症発生時には、社会福祉施設職員等が感染症の対応を行うにあたり、強度
12 の心理的な負荷がかかることが想定されるため、社会福祉施設職員等に対するメン
13 タルヘルス対策を実施します。

14 (3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

- 15 ① 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定
- 16 ・避難行動要支援者となる高齢者、障害のある人、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等
17 を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人等の災害時の避難行動について実
18 効性のある個別避難計画の策定支援および災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。
- 19 ・どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し、円滑かつ確実に支
20 援できる体制の構築を図ります。
- 21 ・災害時要配慮者は、自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があること
22 から、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配
23 慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技
24 術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、
25 NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。

26 ② 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施

- 27 ・災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難
28 所の指定の促進を図るとともに、市町を越える広域的な避難等に備え、広域福祉避
29 難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- 30 ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に
31 取り組みます。

1 ・市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設において避難確保計画が
2 作成され、避難訓練が実施されることにより、災害時の避難体制が確立されるとと
3 もに、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援します。

4

5 ③ 避難所における福祉的配慮の推進

6 ・避難所において、要配慮者等に配慮し、誰もが安心して利用できる避難所の体制整
7 備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。
8
9 ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
10
11 ・高齢者、障害のある人、子ども、妊娠婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、
12 外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等要配慮者
13 の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる
14 避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

15

16 ④ 福祉避難所の機能確保

17 ・市町に対して福祉避難所の開設運営マニュアルの作成や、開設訓練等の実施を働き
18 かけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取り組みます。
19
20 ・要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、広域福祉避難所設置・運
21 営マニュアルを策定するとともに、施設の指定や管理者との協定の締結などを進め
22 ます。

23 (4) 権利擁護支援の推進

24 ① 権利擁護の啓発・理解促進

25 ・滋賀県権利擁護センター、滋賀県高齢者権利擁護支援センターや障害者 110 番、各
26 福祉圏域に設置されている権利擁護サポートセンターなどが相互に連携し、権利侵害
27 や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、高齢者や障害のある人が、
28 安心していきいきと地域生活が送れるよう権利を守ります。
29
30 ・多機関の支援の手助けの 1 つの手段として、民生委員・児童委員の見守り活動を通
31 じて、判断能力が不十分な人が発見され、必要な支援につながるよう活動を支援し
32 ます。
33
34 ・地域住民一人ひとりが、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害の
35 ある人、生活困窮者、ひとり親、外国にルーツを持つ人等に対する理解を深めると
36 ともに人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるための啓発活動を開催する
とともに、公民館、地域総合センター等における学習機会の充実に向けた取組を支
援します。

1 ・誰もが役割を持ち、活躍できる共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県
2 障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、
3 障害者理解や心のバリアフリーの推進を図ります。

4

5 ② 成年後見制度の利用促進

- 6 ・滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援の推進）に関する取組方針
7 に基づき、市町における権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向け
8 た広域的な観点からの取組を推進し、本人の意思決定支援や成年後見制度の利用
9 促進を進めます。
- 10 ・地域の実情を踏まえ、成年後見制度の首長申立に関する研修や法人後見受任団体
11 への研修の実施など、市町や中核機関、専門職団体、裁判所等の関係団体と連携
12 の上、後見人等の担い手の確保につながる取組を推進します。
- 13 ・成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町が基本的な計画の策定や中
14 核機関の設置、運営等を行うことを支援します。

15

16 ③ 身寄りのない高齢者等への支援体制を見据えた体制の検討

- 17 ・認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、地域で安
18 心して暮らしていくよう、市町社会福祉協議会で実施する地域福祉権利擁護事
19 業を支援します。
- 20 ・地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要
21 とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応
22 などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- 23 ・また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会に
24 おける自立支援につながるようその利用を促進します。
- 25 ・国の地域共生社会の在り方検討会議では、身寄りのない高齢者等の日常的な金銭管
26 理や入院・入所の手続、死後事務の支援等が検討されているところであり、その動
27 向を注視しながら、支援体制の構築に向けた検討を行います。

28

29 (5) 苦情解決の仕組み

30 ① 事業者の苦情解決体制の整備

- 31 ・事業所における苦情処理体制の充実を図るため、運営指導および社会福祉施設指
32 導監査において苦情処理体制の整備状況を確認し、体制が十分でない事業者には
33 指導を行います。

1 ② 適切な苦情解決の促進

- 2 ・事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する
3 運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行
4 われます。苦情解決が円滑に図られるよう滋賀県社会福祉協議会との連携を進め
5 ます。

II 地域住民の多様性が尊重され、 「つながり、支え合う」地域づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等の様々な主体の参画と協働により、地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い・助け合い活動を推進し、住民自治の促進を図る必要があります。
- 農福連携や社会的処方、滋賀KANAMEプロジェクト等、地域の強みや価値を再認識して伸ばし高め、新たなつながりを創出して、参加支援や地域づくりにつなげていく必要があります。
- 民生委員・児童委員活動等を通じて、支援を必要としている人が普段から自らSOSを発信できる地域の雰囲気づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係構築が大切です。
- 社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人は、「既存制度の対象とならない多様化・複雑化した福祉ニーズに対応する」という役割が社会福祉法において明確化され「地域福祉の実践者」として重要な役割が期待されています。

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

- 現在の福祉学習をさらに幅広く児童福祉、生活困窮分野への理解に広げることも重要です。
- あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害者理解に加えて生活困窮、子育て支援等を含めた学び合いの機会が必要です。
- 高齢者、障害のある人、妊婦、小さな子どもを連れた方をはじめ、誰もが街中で困っているときに、みんなが声をかけて助け合える地域づくりが大切です。
- 市町、社会福祉協議会、地域総合センター、滋賀県人権センター等と連携し、身近な地域における人権、福祉教育の充実が重要です。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- まちにおける移動や施設の利用、行政情報など様々な情報取得について、年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なデザインにするユニバーサルデザインを進めることができます。

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- 社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されており、サービスの質の向上のため、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進める必要があります。

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

○福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会福祉法人等の地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、対応していくことが求められています。

○一方で、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、単独で地域貢献のための取組の実施が困難な状況にあります。

○NPO、企業等を含め、活動の活性化、ネットワーク化を進め、地域力の向上を図ることが必要です。

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

○児童養護施設等を退所した者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者、また、ひきこもりやヤングケアラーなど社会的、家庭的な事情により、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要となっています。

○子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。

【施策の方向性】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

○地域の困りごとの解決に向けた取組や活動のノウハウを共有して好事例の横展開を図るとともに、地域の支え合い活動の立ち上げ支援等により、参加・活動の場・居場所づくり等を通じて地域づくりを推進します。

○地域住民、社会福祉協議会、NPO、地域団体、当事者団体等の様々な主体が、それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら、自己実現を図り、活発な活動が展開されるよう支援します。

○企業、地域団体、学校・学生等それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナー開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。

○社会福祉法人の福祉サービスの提供を通じ、地域の福祉力の向上の推進を支援します。

○誰もが住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくりを進めます。

(2) 福祉意識の向上と次世代育成

○福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念や「障害の社会モデル」の考え方の普及を進めます。

○一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともに生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

(3) ユニバーサルデザインの推進

○誰もがはじめから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進めます。

(4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

○事業者に対し、第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果の福祉サービスへの反映を図ります。

(5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

○小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう支援します。

(6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

○貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組みます。

○また、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、居場所を提供するとともに支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組をつくります。

【具体的施策】

(1) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

① 参加・活動の場、居場所づくり

・民生委員・児童委員等を含むボランティアなどによる地域の見守りや困りごとの相談、様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。

・高齢者、障害のある人、子ども・若者や外国にルーツを持つ人など地域の人たちの交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域住民や地域の団体を主体とした見守り、居場所づくりなどの支援活動を進めます。

・課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカー²²を配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図ります。また、児童生徒の

²² スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

1 感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校へスクールカウンセラー²³を配
2 置・派遣します。

3 ・生活支援コーディネーターに加え、認知症地域支援推進員や在宅医療・介護連携コ
4 ーディネーターなど、市町の地域づくりの取組を支える人材の育成や相互の連携を
5 促進し、住民同士のつながりや支え合いの深化を図ります。

6 ・高齢者が住み慣れた地域で満足な生活を送り(QOL:クオリティ・オブ・ライフ)、
7 満ち足りた人生の最期を迎えること(QOD:クオリティ・オブ・デスもしくはダ
8 イイング)ができるよう、医療福祉の関係者、関係機関が連携し、高齢者やその家
9 族が必要な支援を受けることができる体制が構築されているとともに地域住民や
10 多様な主体による支え合い・助け合いができる地域の実現を進めます。

11 ・ACP²⁴(人生会議)が、医療・介護のみならず、福祉、地域住民、家族、教育機
12 関など多様な主体のもとで実践されるよう、本人の思いや希望を支える文化の醸成
13 を図ります。

14 ・地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である地域総合セン
15 ターにおいては、隣保事業(第二種社会福祉事業)として、生活上の各種相談事業や
16 就労支援、教育支援、広く人権に関する理解を深めるための各種事業等が実施され
17 ており、その運営に対して支援します。

18 ② 地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の活動支援

19 ・社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくため、各関係団体との中核となって「地
20 域福祉の実践者」として取組を推進するという重要な役割があることから、継続し
21 た活動ができるように支援します。

²³ スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

²⁴ ACP:将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組。

コラム6 地域福祉の実践 「滋賀の福祉人」子ども達へつなぐ福祉の実践

(社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会)

滋賀の福祉は、先人の方々が取り組んできた宝物がいっぱいあります。

みんなでつないできた宝物を次世代の子ども達につないでいきたいですね。

【チヨボラ体験】

ボランティア活動のきっかけづくりとして「チヨボラ体験事業」を実施しています。

子育支援の「ひろば」で子ども達と遊んだり本を読んだりして、

お兄ちゃん・お姉ちゃんが大活躍しています。体験をとおして、まち

のみんなに笑顔が広がるボランティアを広めています。



コラム7 地域福祉の実践 福祉とデザイン研究会

(社会福祉法人長浜市社会福祉協議会)

この研究会は、みんなが安心して共に暮らせる地域をつくるために、福祉について考える人と、他の分野の人たちが協力して活動しています。困っている人の気持ちに寄り添いながら、「もっとよくする」という考え(=デザイン)を大切にして、様々な分野の人たちがチームになって課題解決に取り組んでいます。2023年から始まり、分野の違う人たちが力を合わせることで、新しいアイデアをデザインし課題の解決と地域のつながりを広げています。



1

③ 地域の多様な主体（地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等）の参画促進

・日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業、学校・学生などの協働による地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。

・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各NPO等による移送サービスの推進や移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。

・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。

- 1 · 障害のある人等の活躍の場の拡大を目指した農業と障害福祉の連携推進として、子ども食堂等における子どもたちと農業者の交流機会の創出、農福連携促進に向けた情報発信、農作業受委託のマッチング、農園・地域協議会・施設の設置支援等を実施し、農業を一つのツールとした農福連携の推進を図ります。
- 2 · 医療・介護・福祉に関わる方が、健康上の課題を抱える方に対し、身体的な側面だけではなく、孤立や社会的な困難といった社会生活上の課題にも目を向け、ボランティア活動や文化活動、スポーツなど地域の多様な社会資源と連携して支援する「社会的処方」の取組を推進します。
- 3 · 刑事司法、更生保護関係者だけではなく、保護司を始めと福祉、就労、医療などの関係者や関係機関・団体がネットワークをつくり、地域の社会資源を提供し合い連携を図る「滋賀KANAMEプロジェクト」等、地域全体で罪を犯した人の立ち直りを支援していく仕組みづくりを支援します。[再掲]
- 4 · レイカディア大学では、新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供することで、高齢者の社会参加を推進するとともに、地域づくりにおける担い手を養成します。
- 5 · NPO、企業、地域団体、学校・学生等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域生活課題の解決に向けた対話・協議を行います。
- 6 · 企業と包括的連携協定²⁵を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。

コラム8 地域福祉の実践 農福商連携で広がる新しいまちづくりのかたち

(NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター)

私達は、農業と福祉をつなぐ「農福連携」に商業(飲食店)を加えた「農福商連携」の取り組みを行っています。農家や農福連携に取り組む福祉施設の野菜を、障害のある方がサポートを行い、飲食店へ届け料理として提供。販路拡大や工賃向上、農家人手不足解消、飲食店の地産地消アピールにつながり、三方よしの取組みとなりました。今後は農福商連携を中心とした、地域課題を共に考えるプラットフォーム型の組織として展開していく予定です。



④ 民生委員・児童委員活動の環境整備

- 民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て家庭等への見守りや訪問、地域

²⁵ 企業との包括的連携協定：民間企業と相互に高齢者、障害のある人、子育て等の支援、災害対策、防災、防犯、その他地域の活性化等に関して緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働の活動を推進するため、包括的連携協定を締結。

- 1 住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動、児童の健全育成や福祉活
2 動、行政機関へつなぎの取組を促進します。
- 3 ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が
4 求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の
5 向上を図ります。
- 6 ・民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多く
7 の地域住民によるその幅広く、奥深い活動への協力が得られるよう、周知、啓発を
8 進めるとともに、民生委員・児童委員業務の負担軽減を目指し、ＩＣＴの導入など
9 を支援します。

10

コラム9 地域福祉の実践 笑顔のたねをまきましょう

～あなたよし・わたしよし・ちいきよし～

(滋賀県民生委員児童委員協議会連合会)

民生委員は地域の“ちょっと困った”に耳を傾け「笑顔のはな」を咲かせる身近なボランティアです。高齢者や児童の見守り、地域の身近な相談相手、また地域福祉の関係機関と連携し支援を必要とする方のお手伝いをしています。

日常に小さな支え小さな行動が「助かった」「ありがとう」という大きな喜びに変わる瞬間はこの活動ならではのやりがいです。

「共に働き、共に喜び、共に育つ」—その輪の広がりが私たちのまちをより豊かにします。

11

⑤ 活動資金の確保と有効活用

- 12 ・地域住民が福祉活動を行うに当たり、必要な資金を継続的に確保するための仕組み
13 について、好事例を収集しその普及を図ります。
- 14 ・赤い羽根共同募金運動の推進を支援し、地域における地域福祉の推進を図ります。

15

⑥ ボランティア活動の推進

- 16 ・滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボラ
17 ンティアセンターと連携し、人材の育成や情報提供、情報交換、相談等が実施され
18 るよう支援します。
- 19 ・ボランティア団体、N P Oなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、誰
20 もが参画できるよう裾野の拡大を図ります。併せて、災害ボランティア活動を支援
21 する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。
- 22

23

24

1 ⑦ 居住支援の取組推進

- 2 ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住まいを喪失またはその恐れのある
3 者が安心して求職活動に専念することができるよう、住まい確保のための支援を実
4 施します。
- 5 ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と
6 連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に
7 配慮を要する高齢者、障害のある人、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを
8 持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について、住宅と福祉が連
9 携した取組を進めます。[再掲]
- 10 ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要
11 配慮者が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃
12 貸住宅(セーフティーネット住宅)や入居中の生活支援を組み合わせた賃貸住宅(居
13 住サポート住宅)の登録を促進します。[再掲]

14 ⑧ 災害時の地域における福祉支援体制の整備

- 15 ・能登半島地震では、災害発生後に在宅福祉サービスが停止したこと、要配慮者の
16 家族の負担が大きくなったことに加え、認知症や生活機能低下の進行に拍車がかか
17 って災害関連死につながった可能性も指摘されていることから、避難生活から安定
18 的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣
19 福祉チーム（しがDWAT）を含む福祉支援体制の整備を進めます。[再掲]
- 20 ・災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協
21 議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町の災害
22 ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域
23 での専門ボランティア団体等との連携・活動体制および資機材等災害ボランティア
24 活動の環境整備を進めます。[再掲]
- 25 ・土砂撤去や避難所運営支援等の専門的な技能等を持つボランティア団体等を円滑
26 に受け入れができるよう、災害中間支援組織を設置し、訓練等を行い、実効
27 性の向上を図ります。[再掲]
- 28 ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養
29 成を支援します。[再掲]
- 30 ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができる
31 よう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に
32 取り組みます。[再掲]
- 33 ・高齢者、障害のある人、子ども、妊娠婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、
34 外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等要配慮
35 者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせ

1 る避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。[再掲]
2

3 ⑨ 社会福祉法人の公益的な取組の推進
4

- 5 ・社会福祉法人が日頃の活動などを通じて、地域の特性や情報を集めるほか、地域の
6 福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として市町、社会福祉協議会と
7 連携・協働した取組の推進を支援します。
8 ・県内の社会福祉法人が、優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の
9 領域に留まることなく、地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応する
10 ことで、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られ
11 るよう支援します。

12 (2) 福祉意識の向上と次世代育成
13 ① ノーマライゼーション理念の普及・啓発
14

- 15 ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福
16 祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一
17 人ひとりの行動につなげます。
18 ・高齢者、障害のある人、妊娠婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画
19 を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不
20 適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確
保に努めます。

21 ② インクルーシブ教育の推進
22

- 23 ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進める
24 ため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の実施、特別支援
25 学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

26 ③ 生涯にわたる福祉教育・人権教育の推進
27

- 28 ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問
29 題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくりや周
30 囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう学習機会の充実や学習情報の
31 提供など学習環境づくりを進めます。
32 ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で
33 働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関
34 心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
35 ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、
36 人生をイメージした福祉学習を進め、家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

1
2 ④ 多様性の尊重

- 3 ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、
4 誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別
5 解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例、滋賀県子ども基本条例等の
6 理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
7 ・一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で具体的
8 な態度や行動に結びつく人権感覚を身につけることができるよう、様々な機会をと
9 らえ、より一層効果的な人権啓発を推進します。

10
11 (3) ユニバーサルデザインの推進

12 ① ユニバーサルデザインの普及啓発

- 13 ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例や淡海ユニバーサルデザイン行
14 動指針に基づき、誰もが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通
15 機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
16 ・公共施設や多くの人が利用する施設について、誰もが安全かつ快適に利用できるよ
17 う、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の普及啓発を図るとともに、
18 施設管理者の理解と意識向上に努めます。また、滋賀県車いす使用者等用駐車場利
19 用証制度の普及を推進します。
20 ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポの来県者に対して実施したアンケート調査の結果等
21 も活用し、取組の拡充につなげます。

22
23 ② 情報アクセシビリティの向上促進

- 24 ・県が情報提供する際には、「やさしい日本語」を用いて、字の大きさや配色、点字、
25 多言語やふりがななどに配慮し、高齢者、障害がある人を含む誰もが利用しやすい
26 情報保障を進めます。
27 ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、多様な情報媒体を活用し、情報が
28 届きにくい人にも配慮しながら効果的な情報提供を進めます。

29
30 (4) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

31 ① 健康福祉サービス評価システムの推進

- 32 ・利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評
33 価に加え、より客観的な評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価
34 結果のサービスの反映を図ります。
35 ・第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調
36 査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実を進めます。

- 1 ・事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載した
2 り、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

3

4 ② 社会福祉法人の情報公開の推進

- 5 ・福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる
6 環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報に
7 ついて積極的に公開するよう指導・助言を行います。

8

9 ③ 健康福祉機器や情報通信技術（ＩＣＴ）の活用推進

- 10 ・医療・介護・健康分野等におけるＩＣＴの活用や最新のロボット技術の導入が円滑
11 に進むよう、県立リハビリテーションセンターや介護現場革新サポートデスク等
12 の関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。
- 13 ・電話やＩＣＴを活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができる
14 よう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのため
15 の取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

16

17 (5) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- 18 ・社会福祉法人が持つ専門性、設備、人的・物的資源等を有効活用し、複数の社会福
19 祉法人、地域の関係機関、団体等と連携し、様々な福祉サービスの提供をすることで地
20 域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう支
21 援します。
- 22 ・NPO、企業、地域団体等が連携し、それぞれの持つ特徴や強み、機能等を活かし
23 ながら、地域の課題解決に取り組む活動を支援します。
- 24 ・NPO、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図
25 るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。
- 26 ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用し
27 た協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。[再掲]

28

29 (6) 子どもの貧困の解消に向けた地域における取組の推進

- 30 ・様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設や子ども食堂等が市町
31 や学校等と連携して行う食事や学習支援等の多様な居場所づくりの取組を支援し
32 ます。
- 33 ・孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者
34 を対象として運営支援、物資支援等を行う民間団体等の取組を支援します。
- 35 ・地域社会全体で子どもの体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体
36 験学校」の取組を推進します。

- 1 ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組をつ
2 くることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化します。
- 3 ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推
4 進します。
- 5 ・生活困窮世帯やひとり親家庭が孤立しないよう、民生委員・児童委員等が福祉、
6 子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行
7 います。
- 8 ・貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食
9 品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑に
10 する地域の体制づくり等を推進します。

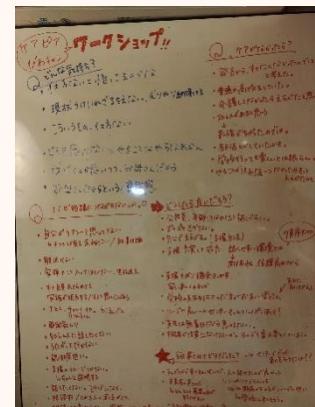
11

コラム10 地域福祉の実践 若者の居場所づくり

(NPO 法人こどもソーシャルワークセンター)

ヤングケアラーはこどもでありながら、家族の様々なケアを行っています。

滋賀県では、そのような高校生や学生世代のヤングケアラーが集まる合宿キャンプを行っています。ヤングケアラー同士の交流だけでなく、ヤングケアラーの気持ちを社会に知ってもらうためにどうすればいいのか、また小中学生のヤングケアラーにどのようなサポートが必要か考える居場所になっています。



III 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりおよび活動の推進

【現状認識・課題】

- (1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進
- 地域住民等と協働し、地域の課題を把握し、その解決に向けた取組ができる人材の育成を図ることが重要となっています。
 - 福祉ニーズが多様化する中、各福祉分野の枠を超えたあらゆる地域生活課題に対応するためには、地域福祉を支える支援者に対する支援を充実し、その活動を支えていくことが求められています。
- (2) 福祉人材の育成・確保・定着
- 高齢化の対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、さらなる福祉ニーズの増加が見込まれる中、必要な人材確保に加え、職員の定着の推進も重要です。
 - そのためには、社会福祉協議会等との連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験のある再就業の支援を行う必要があります。
 - また、福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会の充実、福祉職場の処遇改善や職場環境改善等を支援し、職場への定着を図ることが必要です。
 - 福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っており、高い人権意識が求められています。
 - 福祉ニーズの多様化・複雑化等により、福祉に携わることへの負担感が意識されやすい傾向があり、業務負担の軽減や魅力発信等により、担い手確保に取り組んでいくことが必要です。
- (3) 福祉意識の向上と次世代育成[再掲]
- 将来の福祉人材の確保を図るため、小・中・高等学校での福祉学習や福祉職場での体験学習などにより、福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、福祉職場への就業につなげていく必要があります。
 - 地域住民が見守り活動等の必要性に気づいたり、具体的な活動につなげていけるよう、福祉学習等の学び合いの機会が重要です。

【施策の方向性】

- (1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進
- 複合的・複雑な事案に対応ができる人材、他の職員のロールモデルとなるような人材の育成を進めます。

○複雑で複合的な課題がある人の支援者が孤立しないよう、支援者に対して寄り添い、ともに考え、支えることができる体制づくりを進めます。

(2) 福祉人材の育成・確保・定着

○様々な専門的知識、経験、技能をもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保を進めます。

○福祉の職場の待遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を進めます。

○福祉関係者が幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、資質の向上に努めます。

○職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

○ＩＣＴ導入や業務効率化の好事例の横展開等により業務負担の軽減を進めるとともに、福祉に携わることの魅力ややりがいを積極的に発信します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成[再掲]

○福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及を進めます。

○一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう生涯にわたる福祉学習・人権教育を推進します。

【具体的な施策】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくりと活動の推進

① 複合的な事案に対応ができる福祉人材の育成

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。
- ・福祉の現場で働く方が、「アイデンティティ」と「ビジョン」をもってそれぞれの仕事に向き合い、本県の先人の理念と実践を学びつつ、必要な知識・技術・モラルの基本を習得することで「滋賀の福祉人」として活躍できるよう、滋賀県社会福祉協議会が設置する社会福祉研修センター等と連携して、人材の育成に取り組みます。
- ・「滋賀の福祉人」が一段の高みを目指して成長することを支えるため、滋賀県社会福祉協議会が令和3年(2021年)に開学された「えにしアカデミー」の受講を促進するとともに、アカデミーを修了後も受講者が在籍する福祉事業所等において、そのロールモデルとしての学びを活かした地域での実践がなされるよう支援します。
- ・「えにしアカデミー」修了者を輩出し、継続して質の高い福祉の実践が見込まれる事業所を「滋賀の福祉」実践推進事業所として推奨することで、人材育成と地域福祉の向上を図ります。

1 ② 支援者への支援等による活動の推進

- 2 ・複雑で複合的な課題がある人の支援者に対し、寄り添い、ともに考え、支えるため、
3 支援者を支援する相談対応や必要な助言等を行うとともに、知識・スキル向上のための研修を実施します。

5 (2) 福祉人材の育成・確保・定着

6 ① 若者の進路選択支援

- 7 ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアやSNSなどを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。
8 ・介護福祉士や保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸与する介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付制度により福祉分野の資格の新規取得者を確保します。
9 ・事業者団体や介護施設などの協力も得ながら、生徒に対して介護体験の機会を設けるなど、早くから介護に対する正しい理解と関心を高める取組を推進します。

10 ② 多様な人材の参入促進

- 11 ・広く県民に対し福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、資格をもちながら勤務していない潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
12 ・高齢者、障害がある人、外国にルーツを持つ人等多様な人材の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構など関係機関と連携しながら情報収集し、広報・啓発を進めます。
13 ・介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関と一層の連携強化を図り、きめ細やかな職業紹介を行います。
14 ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高めることで、人材の確保につなげます。

15 ③ 福祉職場への定着促進

- 16 ・福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備などによる処遇改善、ハラスマントや暴力行為への対策等を含む職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
17 ・新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりや相談窓口を設けることで新人職員の定着を促進します。
18 ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

1 ④ 職場環境の改善

- 2 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要な職場環境の
3 整備や、誰もが働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登
4 録し、その取組を広く公表することにより、事業者の自主的な取組を促進します。
- 5 ・介護保険サービス事業所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現、研修受講
6 への支援、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など
7 働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を認証し、認証事業者
8 の取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備の促進を図り、
9 人材確保・定着・育成に繋げます。
- 10 ・管理的職業従事者や政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な意見が
11 反映され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、誰もが活躍できる職場環境づくり
12 に取り組みます。
- 13 ・ハラスメントや暴力行為への対策マニュアルの普及や研修等を実施することで、
14 職員の定着を支援します。
- 15 ・最新のロボット技術やICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等につ
16 いて、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供する
17 ことにより普及を促進します。

18 ⑤ 社会福祉関係者の資質の向上

- 19 ・福祉人材の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のた
20 めのキャリアアップ研修を実施します。
- 21 ・高齢、障害、子ども、生活困窮分野の連携のため、介護支援専門員や相談支援専門
22 員等の専門職合同による研修等を実施します。
- 23 ・保育従事者の保育士資格取得に対する支援や、若手保育士への研修の充実、認可
24 外保育施設のICT化および感染症対策の推進などにより、安全・安心な保育環境づ
25 くりを進め、保育の質の向上にも取り組みます。

26 ⑥ 人権教育の推進

- 27 ・福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関
28 係者が、人権について正しい理解と認識を深め、人権尊重の視野に立った質の高
29 いサービス提供や相談対応等ができるよう、利用者の人権擁護などに関する啓発・
30 研修の推進を図ります。

31 ⑦ 福祉の魅力ややりがいの発信

- 32 ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスマディアやSNSなどを活用し
33 た啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメー

1 ジアップを図ります。[再掲]

- 2 ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高
3 めることで、人材の確保につなげます。[再掲]

4

5 (3) 福祉意識の向上と次世代育成[再掲]

6 ① ノーマライゼーション理念の普及啓発[再掲]

- 7 ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における
8 福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、福
9 祉職場への就業につなげていきます。

10 ② 生涯にわたる福祉学習[再掲]

- 11 ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる
12 問題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくり
13 や周囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう、学習機会の充実や学習
14 情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- 15 ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場
16 で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉へ
17 の関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- 18 ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、
19 人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやり
20 や助け合いの心を育みます。

21 ③ 多様性の尊重

- 22 ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、
23 誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差
24 別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例、滋賀県子ども基本条例
25 等の理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
26 [再掲]

27 コラム11 地域福祉の実践 滋賀の福祉人の取組

28 (社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会)

今回の計画策定においてうれしかったことは、社会福祉、地域福祉をめぐる国のスローガンにただ追従するのではなく、滋賀県の福祉はこれまで何のために実践を積み重ねてきたのか、そしてこれから何を大事にしていくのかを確かめあい、ことばにできたことです。私は、「だれもが尊ばれる社会」で生きていきたいし、みんなでこころとちからをあわせてその社会をつくっていきたいと思います。「人間が本当に人間を理解していこうとする」共生社会づくりは現在進行形です。大切な実践者“滋賀の福祉人”づくり、これからが(も)本番です。

1

2 第7章 市町への支援等

3

4 ○包括的・重層的支援体制整備事業等の支援

5 本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、市町に対して、
6 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進や包括的・重層的な支援体制の構築に関する
7 施策情報の提供、新たな地域福祉の取組みなどについての情報提供や意見交換、地域
8 福祉の推進に資するセミナーや研修会等を開催するとともに、市町職員を含む支援者に
9 対する相談体制の整備などを行います。

10

11

12 ○市町地域福祉計画策定に向けた連携

13 市町の地域福祉計画の実施に資するよう、県地域福祉支援計画の取組状況や県内の先
14 進的な取組事例などを収集・整理し、各市町に提供します。

15

16

17

18

19

20

第8章 計画の進行管理

21 計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度につい
22 て、滋賀県社会福祉審議会等の意見を聴き、定期的に点検しながら評価を行います。

23 また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直
24 しを行います。

25

26

1 ◆本計画に期待すること・・・

2

3 コラム12 空閑 浩人 同志社大学社会学部社会福祉学科 教授

4

(滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会長)

5

「人一人ハ大切ナリ」。私が所属する同志社大学の創立者新島襄の言葉です。一人の学生を大切にする大学でありたいという新島の教育理念を表した言葉ですが、社会福祉・地域福祉も同じだと思います。

6

「一人を大切にする支援と一人が大切にされる社会や地域をつくること、そしてそれを守り、継承すること」。この度の「滋賀県地域福祉支援計画」の策定にあたって私のなかで大切にしてきたことであり、これから滋賀県の地域福祉に期待したいことです。

10

11

12 コラム13 村松 明日香 滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会 委員

13

社会の変化に伴い、既存の制度では対応しきれない地域生活の課題が顕在化し、滋賀県においても地域福祉をめぐる課題に対応することが求められています。私は視覚障害を有しており、私の生活は福祉制度に支えられています。私は一人の滋賀県民として、また視覚障害の当事者として、新しい滋賀県地域福祉支援計画が実行され、滋賀県の地域福祉が一層充実することを願っています。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

◆子どもの声を聴く取組

本県は、令和7年4月に「滋賀県子ども基本条例」を施行し、子どもの意見や声を聴き、県政に反映する取組を推進しています。

そのことから、滋賀県子ども若者部が実施する「滋賀の子どもの声調査」のうちの「WEB調査」を活用して子どもの意見を聴取し、本計画の策定にあたって、意見の反映や方向性の参考にさせていただきました。

本調査を通じて、滋賀の子どもたちが思う共にいきる地域とは何か、多くの意見が寄せられたため、計画の参考資料とするためワードクラウド分析を行いましたので、その概要等を報告します。

1 調査の概要

調査期間：令和7年（2025年）7月1日（火）～7月31日（木）

調査対象：県内の小学1年生～大学生世代

調査方法：WEB調査

調査テーマ：共に生きる地域づくり

質問項目：全ての人が笑顔で安心して暮らせる地域はどのような地域か

2 回答数

対象	回答数	質問項目
小学1年生～3年生	60人	あなたは、みんなが、えがおで、くらせるまちは、どんなまちだとおもいますか。
小学4年生～6年生	514人	あなたは、みんなが笑顔で安心してくらせるまちとは、どんなまちだと思いますか。
中学生・高校生	839人	
大学生	16人	
その他	21人	あなたは、すべての人が笑顔で安心して暮らせる地域とは、どのような地域だと考えますか。
計	1,450人	

3 回答内容の分析

<ワードクラウド（スコア順）を用いた分析>

ワードクラウド・・・

スコア（重要度）が高い単語を複数選び、その値に応じた大きさで図示。

単語の種類は、名詞、動詞、形容詞・形容動詞

※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析(<https://textmining.userlocal.jp/>)

【全体】

使いやすい わかる 面白い
危ない いじめ 増やす あう 笑顔 色々 言う
施設 安心 合い 障害 接する 外国人
ほしい なくす 安全 滋賀県 優しい 合える
協力 犯罪 思いやり 無い まち 合う おかげり
生活 バリアフリー 地域 助け合う 少ない
よい 明るい できる 暮らせる 助け合える いい
場所 差別 平等 ユニバーサルデザ... 持つ
幸せ 平和 多い 街 思う 認める 子供
良い 差別 作る 街 思い 助ける 支える 理解
暮らしやすい 楽しい 障害者 困る 尊重 住みやすい
おはよう 仲良い 小さい やさしい 挨拶 ありがとう

2

3

4

【小学1年生～3年生】

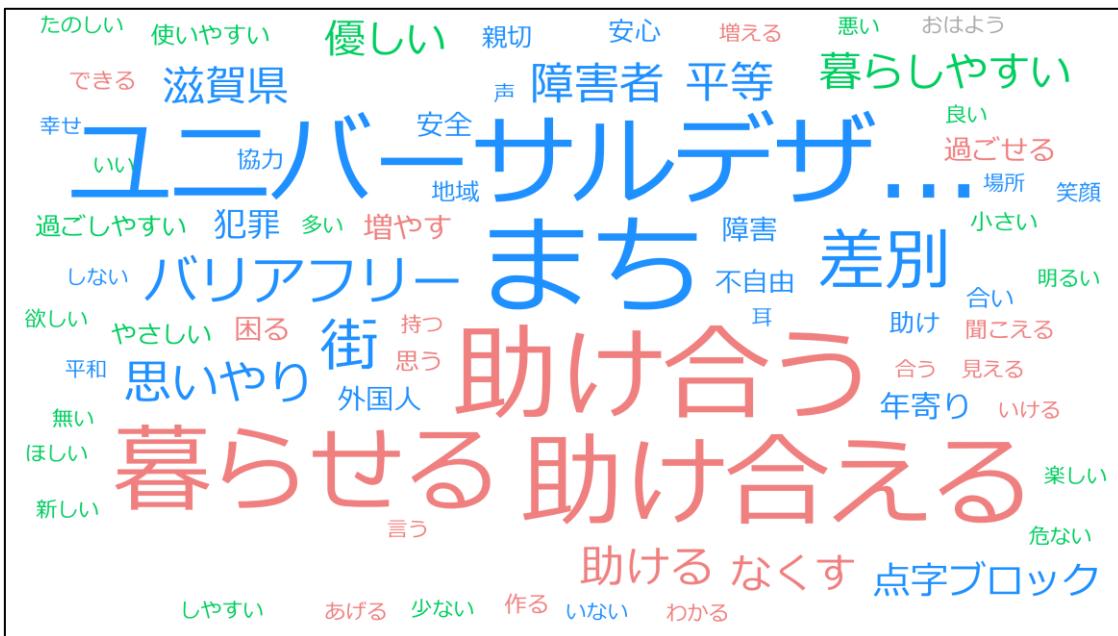
嬉しい 不公平 寄り添う わるい なくす 欲しい
あぶない 留める 老人ホーム あふれる だいじょうぶ
おこる えがお 児童館 ざいしゃ 点字 やさしい たのしい
こまる さつがい 思いやり いい ざいこう みぞ 優しい
できる ケンカ 皆 はく あえる
ぼうや へいわ
歩行者 くらす たすけあう 街
不自由 ゆづる あいさつ やさしさ
楽しい 安全 つどう いまち たすける ひと 平和
はん 気持ち 手話 暮らせる ちいさい 置ける
ぶつかる ぶつける 少ない いが わかる
狭い 良い おとす しない
おこる えがお 児童館 ざいしゃ 点字 やさしい たのしい
こまる さつがい 思いやり いい ざいこう みぞ 優しい
できる ケンカ 皆 はく あえる
ぼうや へいわ
歩行者 くらす たすけあう 街
不自由 ゆづる あいさつ やさしさ
楽しい 安全 つどう いまち たすける ひと 平和
はん 気持ち 手話 暮らせる ちいさい 置ける
ぶつかる ぶつける 少ない いが わかる
狭い 良い おとす しない

5

6

7

1 【小学4年生～6年生】

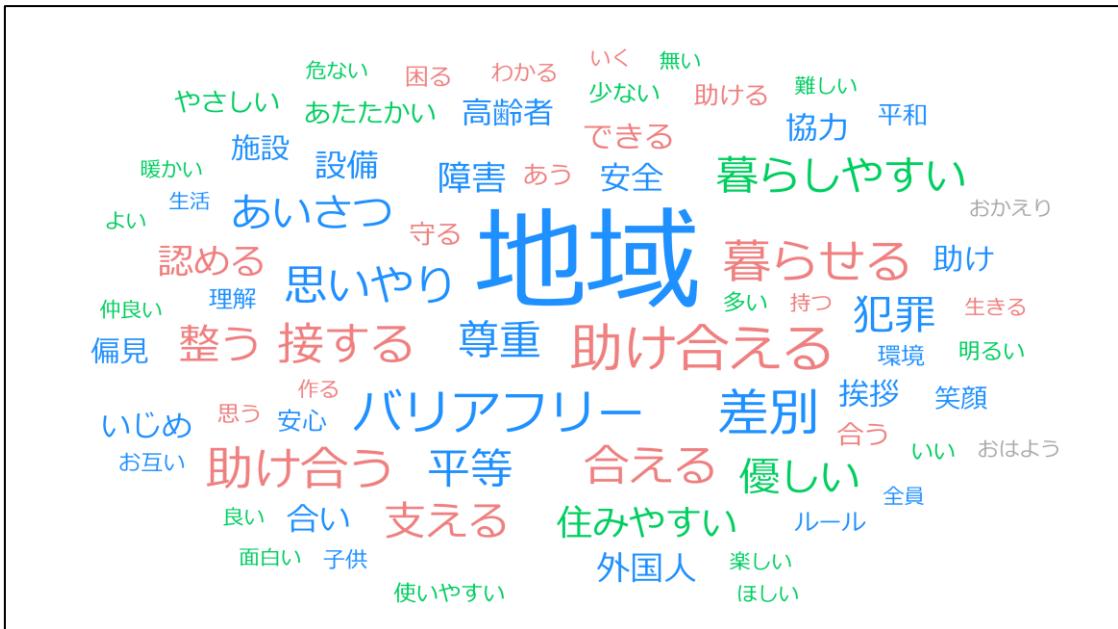


2

3

4

【中学生・高校生】



5

6

1 4 意見に対する子どもへのフィードバック

主な声	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への差別がない平等な社会になればいいと思う。 ・障害のある人を理解するとともに、障害のある人もない人もお互いが大切にしあえる社会を目指すことが大事だと思う。 	<p>みんながお互いに大切にしあえる社会の実現に向けて、学校や会社などに出前講座を行うなど、みんなに障害のある人のことを知つていただくための取組を進めています。今後もみんなの理解が深まるよう、いろいろな機会で情報を発信していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・手話や点字などでコミュニケーションをとる人にも配慮し、思いやりのある社会が実現すればよいと思う。 	<p>それぞれの障害の特性によって、コミュニケーションをとる方法は一人ひとり異なります。一人ひとりが自分に合った方法でコミュニケーションをとれるよう、みんなの理解を深めるための取組を進めています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や高齢者などが移動しやすいよう、スロープや手すりがあれば良いと思う。 	<p>誰もが住みたくなるまちを目指して、施設の通路の段差をなくすことや車いす駐車場の数など、多くの基準を定めて取組を進めています。 また、スロープや手すりなどを設置したい際に助成金による支援も行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪がない安全なまち、みんなが笑顔で暮らせるまちになるといい。 	<p>犯罪がなく、みんなが笑顔で暮らせるように地域全体で協力していくことが大切です。 また、被害にあわれた方々がふだんの暮らしを取り戻せるよう支援し、罪を犯した人が再び罪を犯すことなく立ち直れるよう支援する取組も進めています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人、耳の聞こえない障害のある人、高齢の人などみんなが安心できるようにしてほしい。 	<p>さまざまな生きづらさがある人を「だれ一人取り残さない」社会とするため、その人や家族、地域などが感じる複雑な課題が少しでもなくなるように取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いに協力し、みんなの違いを理解し、やさしい気持ち持てる社会になってほしい。 	<p>誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる社会となるように、みんながふだん暮らしているところが「つながり、支え合う」ことができる地域となるよう、みんなで取り組んでいきましょう。</p>

2

3

参 考 資 料

目 次

1	審議経過	89
2	諮問文・答申文	90
3	滋賀県社会福祉審議会名簿	92
4	滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会名簿	93

1 審議経過

滋賀県社会福祉審議会において、令和7年1月から次期滋賀県地域福祉支援計画の策定に向けて審議を始め、知事から委員長に対し、計画の策定について諮詢しました。

その後、審議会の下に設置する総合企画専門分科会において、県内で地域福祉に関わる様々な取組を行っている団体の関係者、市町等から活動内容や課題等について伺いながら、集中的に議論を行いました。

そして、令和7年11月に審議会において計画案がとりまとめられ、委員長から知事に対し、計画案が答申されました。

開催年月日	審議等内容	
R 7. 1.21	R 6 年度第 1 回 審議会	滋賀県地域福祉支援計画の策定について (諮詢)
R 7. 5.13	R 7 年度第 1 回 分科会	<ul style="list-style-type: none">・専門分科会長の選出について・社会福祉審議会総合企画専門分科会の進め方について・次期滋賀県地域福祉支援計画で検討すべきと考えられる事項について
R 7. 6.24	R 7 年度第 2 回 分科会	<ul style="list-style-type: none">・(報告) 市町地域福祉支援計画担当者会議の概要について・(報告) 関係団体ヒアリングの状況について・次期「滋賀県地域福祉支援計画」の基本理念・基本方針について
R 7. 8.5	R 7 年度第 3 回 分科会	<ul style="list-style-type: none">・(報告) 関係団体ヒアリングの状況について・次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について・本県の地域社会を取り巻く現状の修正について
R 7. 10.21	R 7 年度第 4 回 分科会	次期「滋賀県地域福祉支援計画」の素案について
R 7. 11.25	R 7 年度第 1 回 審議会	滋賀県地域福祉支援計画の策定について (答申)

2 質問文・答申文

1

2

滋 健 福 政 第 11 号
令和7年(2025年)1月21日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 市川 忠穏 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県地域福祉支援計画の策定について(質問)

本県では、社会福祉法第108条に基づき、県内の市町地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項について、令和3年10月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を5年間として地域福祉の支援に取り組んでいるところです。

少子高齢化の進展や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、さらに、これまでの福祉サービスでは対応が難しい複合・複雑化した地域生活課題への対応が求められる中、誰もが自分らしく幸せを感じることができる滋賀を実現するためには、国における孤独・孤立対策推進法の施行や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布などに的確に対応し、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

つきましては、本県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向を定め、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、計画期間を令和8年度から令和12年度の5年間とする新たな地域福祉支援計画を策定するにあたり、社会福祉法第7条第2項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

3

4

5

滋 社 審 第 13 号
令和 3 年(2021 年)5 月 17 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

審議会答申

後に掲載し

ます。

令和 2 年
のことにつ
答申します。

審議会
光春

答問されたこ
ので

つきましては、滋賀県地域福祉支援計画の策定にあたり、この答申をできる限り反映し、本県の地域福祉の推進に向けて、総合的かつ計画的に推進されることを期待します。

3 滋賀県社会福祉審議会名簿

1

2

3

(五十音順・敬称略・令和8年3月31日現在)

委員名	役職名
※ 朝比奈 遥	特定非営利活動法人おおたき里づくりネットワーク
飯田 寛	公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部 世話人代表
※ 石黒 賀津子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事
◎ 市川 忠穎	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長
太田 正則	滋賀県児童成人福祉施設協議会 会長
大西 孝雄	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長
河島 京子	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事
北居 理恵	特定非営利活動法人 Take-Liason 副理事長 滋賀県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
○ 空閑 浩人	同志社大学 社会学部 教授
来見 良誠	一般社団法人滋賀県病院協会 副会長
坂下 ふじ子	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
坂本 直幸	一般社団法人滋賀県歯科医師会 副会長
佐藤 すみれ	公募委員
鈴木 あつ子	滋賀県商工会連合会 滋賀県商工会女性部連合会 副会長
高橋 健太郎	一般社団法人滋賀県医師会 会長
田中 誠	県議会厚生・産業・企業常任委員会副委員長
寺本 純二	滋賀県町村会 理事(甲良町長)
中井 智美	一般社団法人ママパスポートコミュニティ 理事
長橋 満見子	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 副会長
西澤 茂子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 女性委員会委員
松尾 道子	一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホームあやめの里 施設長)
松本 貴志	一般社団法人滋賀県保育協議会 常務理事
※ 丸本 千悟	公益財団法人滋賀県人権センター 理事
村上 元庸	県議会厚生・産業・企業常任委員会委員長
※ 村松 明日香	公募委員
※ 山川 すゑ子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 常任理事
※ 山口 浩次	龍谷大学 社会学部 特任教授
山本身江子	滋賀県青少年育成県民会議 副会長
山本 俊夫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事

4

◎委員長、○総合企画専門分科会長、※総合企画専門分科会委員

5

任期：令和5年7月11日から令和8年7月10日まで

4 滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会名簿

(五十音順・敬称略・令和8年3月31日現在)

委員名	役職名
朝比奈 遥	特定非営利活動法人おおたき里づくりネットワーク
石黒賀津子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事
岡村敦史	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会 地域福祉係長
金子秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 理事長
○空閑浩人	同志社大学社会学部 教授
楠神渉	特定非営利活動法人街かどケア滋賀ネット 理事長
小菅俊二	多賀町役場 税務住民課長
杉山好和	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 事務局次長
谷口郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長
丸本千悟	公益財団法人滋賀県人権センター 理事
村松明日香	公募委員
山川すゑ子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 常任理事
山口浩次	龍谷大学社会学部 教授
幸重忠孝	特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター 理事長

3 任期：令和5年7月11日から令和8年7月10日まで

4 ○：総合企画専門分科会長

5

6

7

8

9

10

用語の解説

あ

5 アウトリーチ

6 援助が必要であるにもかかわらず、自発的に援助を求めてこない人に対して、
7 積極的に働きかけて支援を実現させる活動。

8

9 インクルーシブ教育システム

10 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的および身体的な能力等
11 を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能と
12 するとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組み。

13

14 運営適正化委員会

15 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービス
16 に関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第83条に基
17 づき滋賀県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相
18 談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋を行う。

19

20 NPO (Non Profit Organization)

21 住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的
22 に行うことの目的に組織された民間の団体。

23

か

24 介護支援専門員

25 介護保険法等に規定される専門職で、一般にケアマネジャーと呼ばれている。
26 要支援者・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービス計画
27 (ケアプラン)を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡・調整を行
28 う。

29

30

1 介護福祉士

2 介護専門職の国家資格であり、日常生活を営むのに支障がある人の介護を行
3 うとともに、本人および介護者に対して介護に関する指導を行う者。

4

5 介護福祉士修学資金等貸付制度

6 介護福祉士の資格取得を目指す人に対する修学資金貸付や新たに介護分野で
7 働こうとする人に対する就職準備金貸付などの総称。介護福祉士修学資金貸付、
8 福祉系高校修学資金貸付、介護福祉士実務者研修受講資金貸付、介護分野就職支
9 援金貸付、障害福祉分野就職支援金貸付、介護人材再就職準備金貸付があり、そ
10 れぞれ条件を満たせば貸付金の返金が免除される。

11

12 居住支援法人

13 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを養
14 育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な
15 入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅
16 への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人
17 として都道府県が指定するもの。

18

19 キャリアパス

20 目指す職位・職責、職務等に到達するための経験の積み重ね方、能力を高めて
21 いく順序などを段階的に設定すること

22

23 矯正施設

24 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院および少年鑑別所。

25

26 共同募金運動

27 募金活動の1つで、募金運動で集まった寄付は、高齢者、障害のある人等を支
28 援する福祉活動や、災害時支援に用いられる。

29

30 合計特殊出生率

31 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年
32 齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

33

34 心のバリアフリー

35 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようと
36 コミュニケーションをとり、支え合うこと。

- 1
2 子ども食堂
3 子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供
4 から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。
5
6 子どもの貧困率
7 O E C D (経済協力開発機構) の作成基準に基づき、等価可処分所得 (世帯の
8 可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分に満た
9 ない世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合。
10
11 個別避難計画
12 地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、市町
13 村またはコーディネーターが中心となって、支援者および災害時要配慮者と打
14 ち合わせ、具体的な避難方法等について策定する個別計画。
15

さ

- 16 災害ボランティア
17 災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を登録し、迅速
18 かつ円滑なボランティア活動につなげることを目的として、滋賀県社会福祉協
19 議会が設置する人材バンク。
20
21 災害ボランティアコーディネーター
22 災害時に、被災地において開設される「災害ボランティアセンター」の立ち上
23 げや運営・連絡調整など、センターの中核的な役割を担う者。
24
25 滋賀県介護・福祉人材センター
26 社会福祉法に基づき、社会福祉に関する啓発、研修、人材の登録、斡旋および
27 社会福祉事業経営者に対する相談等を行う機関。
28
29 滋賀県健康福祉サービス評価システム
30 健康福祉サービスの質の向上と、県民・利用者によるサービス選択を可能とす
31 るため、サービス評価基準の設定や、事業者・利用者・第三者評価機関による評
32 價の実施、評価情報の提供などを行う仕組み。
33

- 1
2 滋賀県社会福祉審議会
3 社会福祉法第7条に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために設
4 置された県の附属機関。
- 5
6 自主防災組織
7 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に
8 結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
- 9
10 社会福祉協議会
11 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、
12 さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金
13 など地域の福祉の向上に取り組んでいる。
- 14
15 社会的養護
16 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任
17 で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援
18 を行うこと。
- 19
20 重層的支援体制整備事業
21 複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対し、市町村全体の支援機関・地域の関
22 係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプト
23 に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3
24 つの支援を一体的に実施する事業。
- 25
26 障害者相談員
27 障害のある人の福祉の増進を図るべく、障害のある人の相談に応じ、その人の
28 更生のために必要な援助を行う民間の協力者。
- 29
30 障害者手帳
31 一定の障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳。障害の
32 種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。
- 33
34 障害の社会モデル
35 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出さ
36 れているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを意味

- 1 する。
- 2 **生活困窮者自立支援制度**
- 3 生活に様々な困りごとや不安を抱えている人に、就職、住まい、家計に関する
4 様々な相談に応じ、寄り添いながら安定した生活に向けた支援を行う制度。
- 5
- 6 **生活支援コーディネーター**
- 7 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域
8 において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネー
9 ト機能を有する者。
- 10
- 11 **成年後見制度**
- 12 自ら意思決定をすることに困難を抱える者（認知症高齢者・知的障害のある
13 人・精神障害のある人等）を保護するための制度。平成11年12月の民法改正に
14 より、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の
15 程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改め
16 られた。
- 17
- 18 **潜在的有資格者**
- 19 介護福祉士等の資格を有しながら、介護・福祉サービスに就業していない者。
- 20
- 21 **専門職**
- 22 社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術
23 をもって援助に当たる介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉
24 士、保育士、その他介護職員等のこと。
- 25
- 26 **相対的貧困**
- 27 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所
28 得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。
- 29
- 30 **相談支援包括化推進員**
- 31 重層的支援体制整備事業において、相談者等が抱える課題の把握、各相
32 談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作
33 成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関
34 する指導・助言等の業務を実施する者。
- 35

た

1 単身世帯

2 一人で1戸を構えて暮らしている人、間借りして一人で暮らしている人、寮・
3 寄宿舎、下宿屋に住んでいる単身者一人一人をいう。

4 地域総合センター

5 社会福祉法に規定する隣保事業(第2種社会福祉事業)を実施する隣保館および隣保館のない地域において隣保事業を実施する教育集会所を滋賀県では地域総合センターとして位置づけている。

6 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

7 認知症、知的障害、精神障害等のため判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の生活状況や希望する援助内容を確認して実施主体が策定する「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い等を実施するほか、日常的金銭管理等を行う。

8 地域福祉コーディネーター

9 地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）につなぐ役割をもち、地域生活を支えるネットワークの中心となる者。

10 地域包括支援センター

11 地域ケア会議の実施をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成18年（2006年）の介護保険法改正により設置された。

12 DV (Domestic Violence)

13 配偶者やパートナーなど密接な関係にある人から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

14 DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)

15 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化、災害関連死など二次被害防止のため、一般避難所等で高齢者や障害のある人、子ども等災

1 害時要配慮者に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職※で構成するチーム。
2 ※福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保
3 育士、その他介護職員等

4

5 特別支援学校

6 障害のある児童生徒等に対して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、
7 障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な
8 知識技能を授けることを目的とする学校。

9 学校教育法の改正（H19.4 施行）により、従来の盲・聾・養護学校の法令上の
10 区分はなくなり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱
11 を含む）の障害種別を対象としている。

12

な

13 入所施設

14 心身の障害や経済的理由などによって居宅で自立生活が送れない人に対して、
15 介護や養護、食事、入浴などのサービスを提供する施設。

16

17 認知症有病率

18 ある時点での認知症と診断されている人の割合を示す指標。

19

20 ノーマライゼーション

21 障害のある人や高齢者等社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するの
22 が通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受でき
23 るようにするという考え方。

24

は

25

26 バリアフリー

27 高齢者や障害のある人等が生活をしていく上で、生活の支障となる物理的・社
28 会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障害（バリア）となっていることを取
29 り除くこと。

30

31 8050問題

32 ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないま

ま孤立してしまう問題。80代の親と50代の子の親子関係での問題であることが多く、象徴的に「8050」（はちまるごうまる）と言われる。

3

4 ひきこもり

5 様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む
6 就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家
7 庭にとどめり続けている状態。（他者と交わらない形での外出をしている場合も
8 含む。）なお、令和7年1月に厚生労働省により策定された「ひきこもり支援ハ
9 ンドブック～寄り添うための羅針盤～」により、その状態にある期間は問わない
10 こととされている。

11

12 避難行動要支援者

13 要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に
14 支援が必要な人。

15

16 避難行動要支援者名簿

17 地域防災計画を定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、
18 安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため
19 に必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

20

21 複合・複雑化した地域生活課題

22 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、様々な分野の課題が
23 絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題
24 を抱えるなど「複合化」した生活課題。

25

26 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）

27 従来の福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、地域住民の複合、複
28 離化した支援ニーズ対応する属性・世代を問わない包括的な支援体制。

29

30 福祉サービス

31 社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービ
32 ス一般をいう。

33

34 福祉避難所

35 高齢者、障害のある人、妊娠婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に
36 支障を来たす人たちのために、特別な配慮がされた避難所。自治体との協定によ

1 り社会福祉施設が指定されていることが多い。

ま

2 民生委員・児童委員

3 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者。社会福祉
4 の増進のために、常に住民の立場に立って、援助を必要とする人に対し、相談・
5 援助活動を行っている。民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、
6 地域の子どもや妊産婦、母子家庭等の福祉の増進、保健・福祉のために必要な相
7 談・援助も行っている。さらに一部の児童委員は、児童に関することを専門的に
8 担当する主任児童委員の指名を受けている。

9

や

10 ユニバーサルデザイン

11 年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザイン
12 することとそのプロセス。

13

14 要配慮者

15 高齢者、障害のある人、乳幼児、性的指向・性自認に関して配慮が必要となる
16 方、その他の防災施策において特に配慮を要する方。

17

18

19

20

21

22

23

24